

戦前香川の農業と漁業

——昭和恐慌期から戦時経済へ——

辻 唯之

第1節 昭和恐慌期の香川の農村と漁村

I 窮乏する香川の農村と漁村

昭和恐慌と日本経済 第1次世界大戦後の好景気も束の間、大正9年の戦後恐慌以降、日本経済は景気の坂を下りはじめ、昭和期に入って次第にその歩みを加速しつつあったが、その日本経済を、昭和4年のニューヨーク株式市場の破綻をきっかけに全世界を席卷し破局に陥れた世界大恐慌は強襲した。昭和恐慌がそれである。明治維新以来、その長さと深刻さにおいて日本がはじめて経験する未曾有の大恐慌であった。

第1次大戦以降、日本経済は電力事業・鉄鋼業の発展を基礎に重化学工業化をおすすめつつあったとはいえ、やはり明治以来の綿業・絹業を2大部門とする紡織工業の圧倒的優位、重工業の劣位という産業の内部構成は変わらず、この産業の内部構成を反映して日本の貿易における最大の輸出品目は生糸と綿織物であった。鉱物資源が貧弱で重工業が劣勢な日本が重化学工業化をすすめるためには、これら紡織品を輸出して外貨を獲得し、その外貨でもって機械類や鉄鉱石・原油などの重化学原材料を購入することがどうしても必要であった。アメリカに勃発した恐慌はまずもって、この外貨獲得産業である紡織業なかんづく蚕糸業——生糸はその90%以上をアメリカに輸出——を直撃したのである。恐慌直前の昭和4年を100とすれば昭和7年は36という生糸価格の大暴落のもとで、全国の零細な製糸工場は次々と倒産していった。香川県でも、香川製糸・丸共製糸・平野製糸などの製糸工場が操業を中止、女工たちは賃金

未払いのまま解雇されていったことを、当時の香川新報は報じている。

紡績業のみならず重化学工業もまた大幅な生産縮小を余儀なくされたが、東北農村における娘の身売りに象徴されるように、恐慌の影響がもっとも深刻であったのは農業であった。日本経済のなかで経営基盤がもっとも脆弱な農業を恐慌は直撃したのである。以下、恐慌下の香川の農村はどうであったか、その状況を考察するのであるが、その前にあらかじめ、昭和初年香川の農産物の価格と価額の推移を把握しておこう。

激落する農産物価格と激減する農産物価額 昭和に入るとすでに低落傾向を示していた農産物価格は、恐慌が勃発するや、昭和5年にさらに全面的に急落、さらに昭和6年から昭和7年にかけて米や麦、繭など日本農業の基軸的農産物は価格低落の最深淵にたたきこまれた。こうした全国的傾向と同じ軌跡をたどって香川の農産物価格が急落していったことは表1にみるとおりである。

表1 香川県農産物価格指数(昭和9～昭和11年=100)

昭和	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
米	126	123	103	103	90	69	77	77	93	103	104	115	116	144	144
麦	113	97	107	104	85	64	57	46	94	94	112	132	139	166	206
繭	181	133	155	181	114	74	67	157	74	105	119	138	114	143	295
野菜	110	111	114	110	79	70	84	90	84	106	110	118	138	203	240
果物	107	106	126	117	89	93	88	105	104	96	100	90	127	124	185
畜産物	265	219	141	150	131	99	75	99	94	94	113	110	123	—	—

資料：『香川県統計書』・『香川県総合郷土研究』（鶏卵のみ）

注) 1. 米価は、昭和10年までは玄米2等米1石の値段、10年以降は、粳米の生産額/生産高で算出。

2. まゆ=春蚕の上繭白繭、麦=裸麦、やさい=大豆、果実=柿、畜産物=鶏卵(昭和14・15年は不明)。

3. 表中の太字は、最低の数値。

4. 表中の—は、不明。

昭和元年に比較して昭和6年の米価ならびに麦価はいずれも55%前後へと半値近くに下落し、繭価格になるとじつに半値を割るという惨落ぶりであった。

当然のことながら、価格が低落すれば価額も低落する。香川県の場合、昭和1年の農産物価額構成と昭和6年のそれを比較した表2によれば、米も麦もそ

表2 昭和1年と昭和6年の農業生産額

(単位：円)

	米	麦	繭	畜産物	果実	野菜など	タバコ	その他	計
昭和1年	3,080	1,320	216	260	134	411	35	30	5,486
昭和6年	1,401 (0.45)	730 (0.55)	133 (0.62)	287 (1.10)	104 (0.78)	304 (0.74)	146 (4.17)	22 (0.73)	3,127 (0.57)

資料：『香川県統計書』

注) () 内は、昭和1年に対する昭和6年の比率。

の価額は半減し、総価額においては40%以上減少して県下の農家は惨たんたる状況に陥った。ここに、大正14年から昭和10年に至る香川の農産物総価額の推移を図1に示しておこう。図からあきらかなように、昭和6年が香川の農業恐慌のどん底の時期であり、また、これも図からあきらかなように、農産物価額の水準が恐慌前の昭和4年の水準に復するのは昭和10年であるから、香川の農業恐慌は昭和5年から昭和9年までの5年間もの長期にわたってつづいたのであった。このような農業恐慌の動向は全国的にみても変わりはない。

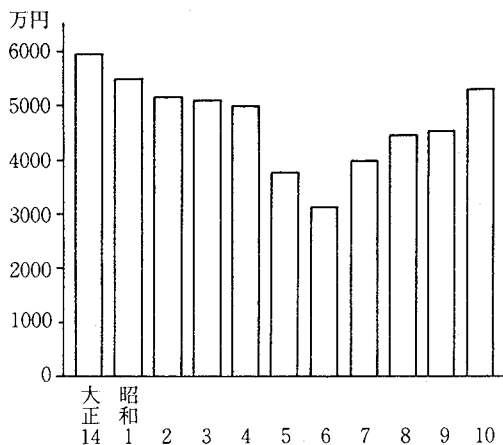


図1 農産物価額の推移 (大正14年～昭和10年) (単位：万円)

資料：『香川県統計書』

注) 農産物のなかに畜産物を含み、麦稈真田など薬製品は含まない。

窮乏する香川の農家 表1にみるように農産物価格が激落し、また、農産物価額も図1にみるように激減したが、それでは肝心の農家はどうかであったか。

まず、昭和7年6月に県当局がおこなった農村の不況実態調査によると、ある自作農と小作農の農業経営の状況は表3のとおりで、自作、小作とも収入は

表3 激減する農家収入（昭和4年：昭和6年）

		米・麦	繭	果実・蔬菜	豚・鶏	藻製品	総収入
自作農	昭和4年	665	179	75	86	30	1,035
	昭和6年	479(0.72)	97(0.54)	50(0.67)	64(0.74)	19(0.63)	709(0.68)
小作農	昭和4年	531	78	23	39	54	725
	昭和6年	425(0.80)	42(0.54)	25(1.09)	84(2.15)	36(0.67)	612(0.84)

資料：『讃岐農村経済の解剖』47～49ページより作成。原資料は大正6年に県当局が実施した農村実態調査であるが、未確認。

注) () 内は昭和4年を1とする指数。

およそ2割から3割方の減少であった。このような収入の大幅減が普段でも生活がやっとという貧しい讃岐農家に一層の窮乏生活を強いることとなったことはいうまでもない。この点、「近年、麦食が増加して居る。味噌、醤油の自家製造、副食物の酒、煙草の節約、電灯の節減などのことを講じて専ら生活程度を引き下げている」と報じたり、また、学校の昼食時に弁当を持参しない欠食児童のことを報じたこの時期の香川新報の記事から、その一端がうかがわれよう。ただ、恐慌に苦しむ日本各地の、たとえば東北米単作地帯の農家や長野県などの養蚕農家における惨状とくらべれば、香川の農家の生活窮迫は相対的には軽微にとどまった。複合経営が一般的であった讃岐の農家が栽培飼育するその各種農畜産物のなかに、恐慌下にあってもそれほど価格の下落しなかった果実や野菜、畜産物(表1参照)が存在し、それが農家収入激減の程度を幾分かやわらげたからである。

さらにくわしく恐慌下の農業経営の実態を考察しよう。15戸の自作、自小作、小作農家を対象に香川県農会がおこなった昭和6年度の米生産費調査報告のなかからひとつ、香川郡檀紙村に居住する自作農家の経営状況をしめたの

表4 昭和6年度米生産費（1反当たり—自作農）
（単位：円）

収穫高		生産費	
玄米（1石2斗）	21.60	肥料（自給肥料）	1.16
屑米・藁など	11.26	（購入肥料）	6.09
		労賃	9.00
		種子など	2.85
		農具費	2.98
		農用建物	1.47
		租税・諸負担	5.50
		土地資本利子	30.80
計	32.86		59.85

資料：「県下における六年度米生産費は？」（『讃岐農報』昭和7年）

注) 1. 土地資本利子は土地売買価格に対し年4%で計算。

2. 諸負担は町村農会費、用水組合費など。

が、表4である。これによると、1反当たり米生産は収入が33円、支出がそれに倍近い60円であった。ところでこの表での収支計算は、労賃が小農の労働者的側面に対応し、土地資本利子が土地所有者的側面に対応した費目であるように、実際は労働者、資本家、地主の3つ要素が未分化の状態である小農の、それぞれの機能を分離したうえでおこなわれている。いま、この自作農の所有する土地が先祖伝来の土地であると仮定して現実には利子支払いの負担がないと仮定しても、収支はトントンといった状況である。しかし現実には日本の小農はまぎれもなく商品生産者として日本資本主義の構造的連関のなかに組みこまれているのであるから、農民にかぎって土地資本利子を計上しないのは妥当ではない。ましてやこの時期に展開する後述の自作農創設維持事業のもとであらたに土地を購入し、現実には利子を負担している農家に対しては、このような仮定はそもそも不当であろう。となれば表4の自作農家はあきらかに収支相償わず、となれば、あるいは表4の労賃部分を削減して生活を切り詰めるか、それとも借金をして生活費を工面するか、それもできないなら土地を売って小作に転落するかしかない。いずれにしてもこの自作農の場合、経営は破綻し生活は破壊の状況にあった。このような経営破綻、生活破壊という危機的状況が調査対象となった他の14戸の自作、自小作、小作農家にも共通して現出してい

たことを、昭和6年度の米生産費調査報告はあきらかにしている。

地主制の凋落 経営破綻、生活破壊ということになれば、地主にとってもその深刻な事態に変わりはなかった。米価暴落による小作料著減のみならず、小作料自体も滞納が著増することによって土地収益が大幅に減少したからである。全国の大地主たちはこれにどう対処したか。大地主にとって、有価証券や預貯金などとならんでたんに投資の一対象でしかなかった土地所有の、その利回りが低下すれば、当然彼らは土地の売却にむかうであろうことが予想されよう。事実、近畿や山梨、長野の諸県では大地主たちは4割から5割近くその数を大幅に減らしていった。香川県の場合も地主制凋落という事実には変わりはないが、しかし表5にみるように、減少が顕著であったのはまず10～50町歩の中地主たち、次いで5～10町歩の小地主たちで、大地主たちは大正期の農民運動期にはその数を大幅に減じているものの、恐慌期直前の昭和4年と恐慌が終焉した昭和10年とではその数に変わりはなく、それどころか恐慌期には

表5 香川県土地所有者の推移

	5町歩以上地主	10町歩以上地主	50町歩以上地主
大正14	672(100.0)	384(100.0)	60(100.0)
昭和1	649 (96.6)	373 (97.1)	57 (95.0)
2	648 (96.4)	360 (93.8)	50 (83.3)
3	643 (95.7)	350 (91.1)	49 (81.7)
4	641 (95.4)	334 (87.0)	50 (83.3)
5	614 (91.4)	314 (81.8)	55 (91.7)
6	602 (89.6)	314 (81.8)	54 (90.0)
7	706 (105.1)	339 (88.3)	57 (95.0)
8	590 (87.8)	289 (75.3)	50 (83.3)
9	562 (83.6)	281 (73.2)	51 (85.0)
10	571 (85.0)	290 (75.5)	50 (83.3)

資料：『香川県統計書』

注) 昭和7年の5町歩以上地主の数は誤りと思われるが、そのままとし

かえって増加すらしているのである。巨大地主の君臨した東北諸県において恐慌期にも大地主がさして減少しなかったためにあらためてその地主制の「頑強性」が指摘されたが、香川県の地主制もこと地主の数でみるがきりそれは頑強であったといえよう。

激化する小作争議——小地主对小作人 以上のような大地主や中地主における土地所有の後退もさることながら、恐慌下の農村事情を理解するうえでとりわけ重要なのは、地主制の底辺部に膨大に存在した所有規模数町歩の、自ら耕作にもたずさわる地主たちの動向である。大地主や中地主と比較してその生活疲弊がはるかに深刻であった彼ら小地主たちは、かかる事態にどう対処したか。小作料収入のほかに配当金や利子、家賃など多額の農外所得のある大地主たちとは違って、みずから住む村が生活の根拠地であって農業こそが生活の糧である小地主にとって残された唯一の途は、土地所有を必死に守る一方で、貸付地の小作料を引き上げるか、それが不可能なら貸付地を引きあげてみずから自作化することであった。しかしそうなれば他方、就業と生活の最後のよりどころである経営耕地を小作農は失うことになる。こうして昭和恐慌期の小作争議は全国いずれの府県においても、地主側も小作側も引くに引けぬ土壇場での先鋭で陰惨な争いの様相を呈したのである。ここに、第1次大戦後の大正期後半の時期に高揚し昭和のはじめに国家権力による弾圧によっていったんは鎮静化した香川の小作争議は、恐慌期にふたたび多発・激化した。大正後期から昭和10年代前半に至る香川の小作争議の変遷を示した図2をみれば、大正期の10年代にひとつの山を形成した小作争議が、恐慌期から昭和10年代はじめの時期にこれをはるかに上まわる型でもうひとつの山を形成していることがはっきりとみてとれるであろう。ただ、ここで指摘しておくべきことは、小作攻勢・地主守勢的であった大正期の小作争議に対し恐慌期の小作争議は、地主攻勢的性格が強かった——その主なる発生原因が地主側からの土地引あげであったことからわかるように——ことで、この点は、昭和7年11月8日の香川新報が「……昭和4年の頃から小作運動の鎮静に乘じ台頭した一部地主の戦闘的気分は昭和五年に入り漸次濃厚となり、殊に同年の豊作に依る米価の下落は一

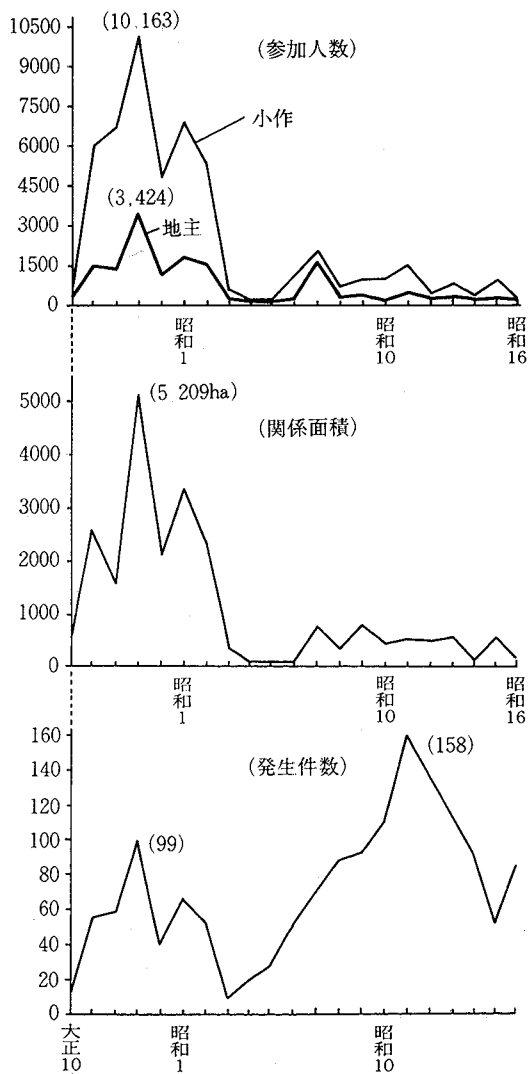


図2 香川県小作争議の変遷

資料：大正10～昭和3年は『香川県小作争議概況』（香川県、昭和4年）、昭和4～11年は『香川県総合郷土研究』、昭和12～16年は『小作年報』（昭和12・14年）および『昭和16年農地年報』（農林省）。

層此の機運を助長し、更に昭和六年に入り不況の益々深刻化するに伴い、中小地主中には小作料の引上げ、又は自作に依り此の難局の一部たりとも打破せんとする者多くなり、之等地主の行動が現下の小作争議の主因を為すに至った」と述べているとおりである。さらにまた、個々の地主が個々の耕地片の返還を求めるこのような土地返還争議では、小作側もいきおい個別に対応せざるをえず、したがって争議形態も個別分散的かつ小規模化せざるをえなかったことも、あわせて指摘しておこう（図2の参加人数・関係面積の動きを参照）。

変容する農業構造 以上のように農民各層や地主層の農業経営に対し昭和恐慌は甚大な打撃をあたえたわけであるが、そのことを通じてまた、日本農業の農家構成や階層構造も変容を余儀なくされた。香川県の場合、その変容の態様はどのようであったか。このことを統計資料にもとづき確認しておこう。

まず第1に注目すべき点は、兼業農家の減少である。表6をみられたい。恐慌直前の昭和5年以降、農家総戸数も減少しているが、それをはるかに上まわるテンポで兼業農家が減少していつていることがわかるであろう。農家戸数に対する兼業農家の割合は、昭和1年の31.1%に対し昭和10年は28.1%へと3ポイント減少した。大正期の後半、兼業農家割合が一貫して固定的であったことを思えば、これは注目すべき変化だといわなければならない。この兼業機会の喪失という事実とともに忘れてならないことは、兼業収入そのものの減少である。何とか兼業機会を確保しえた農家も兼業収入の大幅減少は免れず、その結果、農家所得を減らしていった。

ところで、減少した兼業農家はどこへいったか。まず、専業農家の増加がそれを示している。恐慌期に進行したこの専業化は、しかし、農家の生産力的充実を意味するのではない。農業収益激減のもとで生計補充の糧となるべき兼業への依存を一層強めなければならぬまさにその時期に、結果において農業に専念せざるをえなくなったというのが、その偽らざる実情であった。それでは、兼業収入をなくしもはや農家として踏みとどまることができなくなった農家はどうなったか。いうまでもなく、農業を放棄しての脱農民化であった。脱農民化した農家は高松や丸亀、さらには京阪神の大都市の雑業層のなかに埋没する

か、あるいは失業者として顕在化していったのであろう。『讃岐農村経済の解剖』(昭和8年)によれば、生活苦から挙家離村した彼らは「村落ち」と呼ばれ、恐慌下に疲弊した讃岐農村の象徴的存在であった。恐慌下における兼業農家の減少は何も香川の農村にかぎったことではなく、全国津々浦々の農村も程度に差はあれ同様であった。

表6 兼業農家の減少

年次	農家戸数	内 訳		農家戸数 に対する 兼業割合
		専 業	兼 業	
大正13年	87,819	60,517	27,302	% 31.1
14	87,965	60,990	27,065	30.8
昭和1年	88,003	60,683	27,320	31.0
2	88,451	61,323	27,128	30.7
3	88,426	61,548	26,878	30.4
4	88,630	61,399	27,231	30.7
5	88,707	62,346	26,361	29.7
6	88,157	62,085	26,072	29.6
7	88,041	62,471	25,570	29.0
8	87,511	62,038	25,473	29.1
9	87,767	62,896	24,871	28.3
10	87,742	63,050	24,692	28.1
A	-965	+704	-1,669	

資料：『都道府県基礎統計』(加用信文監修) 594 ページより作成。
原資料は、『農事統計』(各年次)。

注) A は昭和5年に比した昭和10年の増減。

第2に注目すべき点は、図3にみるように小作農家の減少である。従来、香川の小作農は大正10年ころまでは4万2,000戸前後の水準を維持しつつきてきたのであるがその後減少に転じ、昭和期に入って減少のテンポは加速した(昭和1年=3万9,677戸→昭和10年=3万3,457戸)。戦後不況から昭和恐慌期に至る間における農産物価格下落のもとで生計を維持できなくなった小作農たちが農

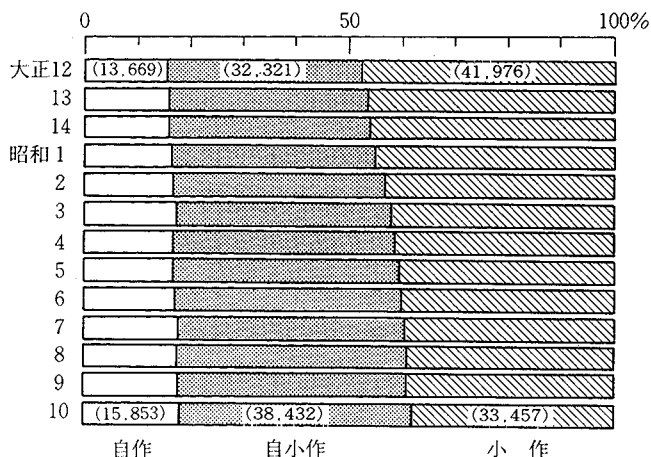


図3 自小作別農家数の変遷

資料：『都道府県基礎統計』（加用信文監修）594ページより作成。

原資料は、『農事統計』（各年次）。

注）表中の（ ）内の数値は、実数の農家数。

業を放棄し、大量に農外へ流出していったのである。他方、この間の自作農・自小作農の動きをみると、総農家数がほとんど変動しないという状況のもとで、自作農がやや増加し自小作農がかなり増加している（昭和1年に対する昭和10年の増加は、自作農= 1,378戸、自小作農= 4,581戸）。こうした自作農・自小作農の増加は一部はさきに指摘した困窮せる小地主たちによる自作化によってもたらされ、他の一部は後述の自作農創設維持事業などによる小作農の上昇転化によってもたらされたものであろう。

ちなみに恐慌下における農民各層の全国的動向をみると、香川の場合とは逆に、自作農、自小作農が減少し小作農が増加している。さきに香川県の地主制を考察したとき、その構造的特徴のひとつとして「極端な小作型」を指摘したが、全国を概観すれば、自立的な小作農経営は半封建的地主制下における高額小作料の重圧のゆえにその成立の余地が少なく、したがって自作ないしは自小作農形態が農民経営の一般的姿であった。恐慌下における小作農増加の全国的

傾向は、この自作ないし自小作の小作農への零落によってもたらされたものである。これに対し基軸的農民層が小作農であった香川県においては、恐慌下、小作農が減少するという現象が観察されたのであった。かくして香川の自作型農業は大正期の農民運動期から昭和恐慌期を経て、図3にみるように自小作を中軸とする農業構造へとその姿を変えていったのである。

階級・階層構造の変容に関する以上の叙述を総括する意味で、香川農村の階

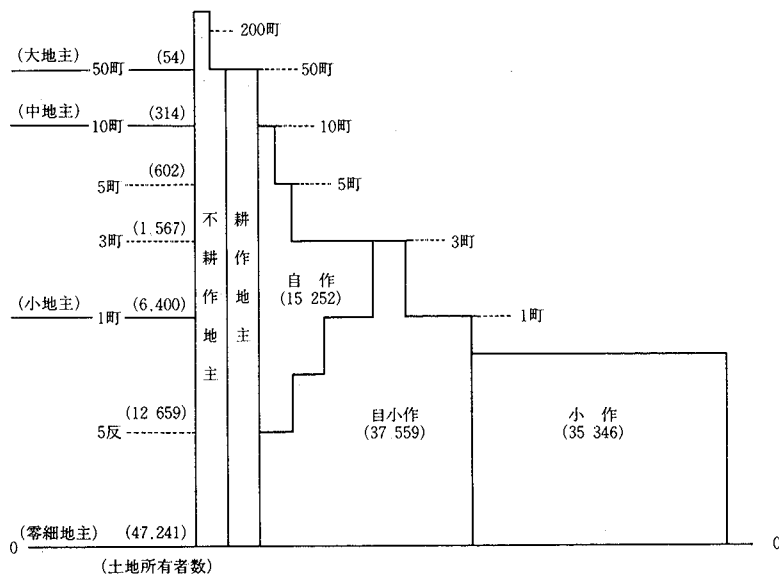


図4 香川農村の階級構成・農民階層

注) 1 縦方向に表示の面積は、地主階級 (寄生地区・不耕作地主・耕作地主) に対しては土地所有規模を、農民各層 (自作・自小作・小作) に対しては耕作面積をあらわす。

2 各層地主の土地所有規模は、

大地主=50町歩以上。

中地主=10~50町歩。

小地主=1~10町歩。

零細地主=1町歩以下。

3 自作、自小作、耕作地主、不耕作地主における土地所有規模は現実には大小さまざまであるが、おおよそ一般的に妥当なところで、図のように設定とした。

4 ()内の数値は昭和6年時点のもので、自作・自小作・小作の農家の数値は『農事統計』、土地所有規模別農家の数値は『香川県統計書』による。

5 耕作地主および不耕作地主の数は不明。

級構成と農民階層の模式図を図4に示しておこう。図中の数値は昭和6年時点のものである。

恐慌期の自作農創設維持事業 明治末以降における自作農減少の趨勢のもとで小作争議激化のきざしがしだいに顕著となる第1次世界大戦後の大正10年に開始された香川県の自作農創設事業が昭和期に入って中央政府に引きつがれたことは、前稿で指摘した。大正15年公布の「自作農創設維持補助規則」によると、国の自作農創設維持事業（以下、自創事業と略）は、あらたに田畑を購入しようとする小作農や経営困難な自作農に対し低利（3.5%）かつ長期（1年すえおきの24年年賦で償還）で必要な資金を融資することで、自作農の創設あるいはその維持存続をはかろうというものであった。

香川県における自創事業の実績はどうであったか。それを示した表7によると、昭和1～10年の10年間における貸付金額301万円（創設と維持の割合は創設が金額にして91.3%、面積にして86.7%だから、事業の中心は創設にあったといってよ

表7 香川県の自作農創設維持事業成績（昭和1～10年）

年 度	貸付金額 千円	購入・維持面積 町歩	創設維持戸数
昭和1	300	79.4	497
2	250	62.8	384
3	340	81.2	451
4	390	85.9	484
5	370	110.2	456
6	320 (70)	96.2 (25.7)	412
7	200 (45)	71.2 (18.3)	303
8	260 (94)	90.9 (35.6)	356
9	260 (62.7)	86.6 (24.3)	371
10	320 (85.8)	109.7 (30.2)	463
計	3,010(282.2)	874.3(134.1)	4,150

資料：「自作農創設維持事業成績」（香川県，昭和11年）8ページより作成。

注）表中の（ ）内は，自作農維持にかかわる数値。

い、貸付農家数4,150戸、創設維持面積は874.3町歩であった。さらに、香川県の自創事業にかかわるつぎのような3つの事実を指摘しておこう。

まず第1に、創設維持面積874.3町歩を昭和10年現在の小作地31,258町歩と比べれば、その比率はわずか2.8%でしかなく、結果において自創事業は量的には規模の小さなものになった。やはり設定された売買価格が高すぎて貧しい農民の手にはとどきにくかったからであろう。ちなみに全国の比率は、香川とほとんど同じの2.7%であった。

第2には、右の自創事業における高売買価格の設定はさきに指摘した恐慌下における地主的土地所有後退を助長するところとなった。地主経営の採算が悪化した大地主や窮迫した不耕作地主たちは自創事業に便乗して土地売却の挙に出たのであった。この点はすでに、昭和2年の第39回香川県通常県会において労農党の中村康三が自創事業について、「……小作農計リデナク自作農モ今日ニ於イテ減ッテ行キツツアル、此ノ亡ンデ行キツツアルモノヲ創設シ何故維持シナケレバナラナイカ、之ニハ大ナル絡繰^{からくり}ガアルノデアリマス、此ノ絡繰ハ土地ヲ現在ノ価格ニ維持シ、第二ニハ地主ノ土地売却ゲ援助」(傍点——著者)云々と、批判したところでもあった。

第3に、表6によると創設維持農家1戸当たりの購入耕地面積は2反1畝であるが、購入前の1戸当たり平均所有耕地は1反5畝であったことが分かっているから、自創事業によって平均3反6畝の農地を所有する農家が誕生したことになる。これはどの階層の農民かといえば、香川の自作農家の耕作する農地の反別が当時は平均7反であったから、したがってそのほぼ2分の1の農地を所有するところの自作兼小作農家ということになろう。つまり自作農創設事業とはいうものの、その実態はむしろ自小作農創設事業に近かったのであり、全国の事情もそのようであった。

なお、恐慌期の自創事業にからんでさらにもう1点、この恐慌期、負債が累積して自作農創設維持資金の償還を延滞する農家が増え、これら創設維持農家たちの手によって互助のための自作農組合がつぎつぎとつくられていったことを指摘しておこう。昭和8年には栗熊村自作農組合など10の自作農組合が、

昭和9年には与北村自作農組合など6つの自作農組合が、そして昭和10年には大野村自作農組合など28の自作農組合がそれぞれつくられている。

恐慌下香川の漁村 これまで恐慌下の農村の状況を考察してきたが、それでは漁村はどうであったか。じつは漁村は商品経済に依存する度合いが農村よりはるかに高かったから、恐慌の影響は農村以上に深刻であった。香川県の場合、昭和5年の漁獲高1,239万円は昭和6年には970万円へと減少した。他方、漁具などの漁業用資材は漁価ほどには低落せず、漁家の負債は累積した。昭和7年の香川新報の報道によると、県下漁村の負債総額は40万円で、1戸当りにすれば40円近くにもなるこの負債は、大半がその日暮らしの貧しい漁家にとってはじつに大きな重荷となった。なかでも都市区域内にある農地をもたない高松市の漁村・西浜や東浜、あるいは丸亀市の漁村・御供所は事態は一層深刻であった。大正7年の米騒動のとき、香川県でその舞台となったのはこれらの貧しい漁村であったことを、ここに指摘しておこう。

こうした漁家の経済的苦境を少しでも緩和すべく、昭和7年7月11日に県議事堂において漁村不況対策懇談会が開催され、出席の各漁業組合長から次のような意見の提案があった。遠洋漁業の推進、漁村移住の奨励、繁殖保護の徹底、低利資金の供給、漁船保険法の制定、漁業取締の励行、漁業権の尊重、失業救済法の適用等々。ところで、これらの意見はかならずしも不況対策に固有なものばかりではない。けだし漁業生産の場合、漁村不況問題とはべつに、漁家の恒常的貧困の根底に漁業資源の枯渇、零細漁家の過剰などといった内海漁業の根本問題が存在していたからである。不況対策も大事であるが、そういった根本問題の解消こそが緊急のことであった。

救農土木工事業は農業分野ではまだ不況が深刻であった昭和9年で打ち切られた。しかし翌昭和10年になると日本農業は重工業の景気回復に先導されて長かった不況からようやく脱出することとなる。香川県の農業も同じ経路をたどったことについては、さきに確認したとおりである。

II 香川県の救農土木事業と農山漁村経済更生運動

救農臨時議会の開催 恐慌と危機に直面した日本はその打開の道をどこに求めたか——それは周知のとおり「満州」侵略であった。満州を日本資本主義の掌中におくことによってその広大な土地に豊富に埋蔵された石炭や鉄鉱石などの鉱物資源を手に入れることができ、そうなれば日本は欧米の「列強」に頼らずとも重化学工業化を自力ですすめることができる。そこはまた、将来、日本の商品と資本輸出の無辺の市場となろうし、日本の農村に堆積する膨大な過剰人口を排出し処理する絶好の場ともなろう。

英・米など「列強」との角逐と対立が激化する状況のもとで、日本が満州に侵略を開始したのは昭和6年9月18日のことであった。いわゆる満州事変の勃発である。

不況脱出の途を求めて中国への侵略が幅と深さを増す一方、国内ではファッションの暗雲がしだいに広がりつつあるなか、昭和7年の5月15日、海軍将校たちが首相官邸を襲撃して犬養首相を暗殺するというあの大事件—5・15事件が勃発した。恐慌の打撃のもっとも深刻であった東北出身の兵士たちの暗い容貌が青年将校に天皇制国家の行末に対する強い危機感を抱かせたことが事件勃発の直接の原因だといわれているが、日本を震撼させたこの事件直後に開かれた第62臨時議会での決議—不況克服のための通貨流通の円滑化、農村の負債整理、産業統制などの諸施策と法案を準備して早急に臨時議会を開くべしとの決議をうけて、第63臨時議会が開催されたのであった。のちにいう「救農議会」の開催である。

第63臨時議会において恐慌克服のための応急策が審議され、その主軸として「時局匡救事業」、なかんずく「救農土木事業」が採択された。これは農民に直接就労の機会をあたえて現金の労賃を地元の農村に落とし、そのことによって恐慌による農業所得や農外賃労働所得激減の打撃を少しでも緩和しようとしたものであった。かくしてこののち昭和7～9年の3ヵ年にわたって、救農土木事業が全国規模で実施されることになるのであるが、全期間を通じて費や

された事業費は中央財政の5億5,629万円、地方財政の3億853万円をあわせて8億6,482億円であった。中央財政のうち農村の救済を主眼とした農林省所管分ならびに内務省所管分は全体の7割を占め、さらにその8割が土木費にあてられた。土木費の大部分は地方自治体がおこなう土木事業の補助費で、府県・市町村の土木事業費はその約6割を国が直接助成し、地元が負担する残り4割についても政府の低利資金融資の便宜がはかられた。なお、農林省所管分は開墾・用排水施設の修繕・耕地の改良などの農業土木事業や船溜り・船揚場・魚礁の修築などの漁業にかかわる事業を対象とし、事業費の大半は賃金に見込まれた。内務省所管分の方は農林省に比して規模が大きく、府県・市町村が事業主体となる道路・河川などの改修工事がその対象となった。

香川県臨時県会の開催と救農土木事業の実施 第63臨時議会の決議をうけて開催された昭和7年9月の香川県臨時県会において、香川県知事・君島清吉が開会の挨拶で、いままさに実施しようとする時局匡救事業について、

御承知ノ如ク這般ノ臨時議會（第63臨時議會—注）ニ於キマシテ時局匡救ニ関スル予算ガ議決サレ、政府ハ今後銳意匡救事業ノ実施ニ努力スルコトニナリマシタガ、本県モ政府ト相呼応イタシマシテ諸般ノ応急の施設ヲ企画イタシマシタ、今日ノ疲弊シタル農山漁村ヲ救済シ、又衰微沈滞シタル經濟界ヲ振興シ、廣ク県民ノ福利増進ヲ図ル……

と説明したのち予算案が提示され、これについて以後7日間、ときたまたま満州国承認（9月15日）という国家的大事件のさなか、緊迫した審議がおこわれた。救農土木事業にかかわる昭和7年度予算規模は、内務省所管分が108万円（国庫補助72万円）、農林省所管分が71万円（国庫補助37万円）であった。さて、事業費総額179万円に達する昭和7年度の救農土木事業の実施状況はどうであったか。君島知事が9月臨時県会でのさきの挨拶につづいて、「……（今回の救農事業は—注）成ルベク普遍的ニ農村全般ニ亘タリ利益ヲ均霑^{きんてん}セシメタイ考エデアリマス」と述べているように、救農土木事業は農民救済というその事業性格から広く県下全域におよぼす方針であった。具体的な手続きとしては町村から申請のあった事業計画を県当局が調査・審査し、認可されたら実施となる。

9月27日の香川新報によると、申請件数は1,800件にもものぼり、土木課はその認可を求める農民らの陳情で忙殺されたという。

県庁へ陳情隊が殺到する一方、どの村道を改修するかで部落間が対立し感情的反目が激化して事業の実施が危ぶまれるような深刻な事態におちいった村もあった。農民救済のための匡救事業といっても、事業で雇われる人夫は地元部落の農民が優先するから、自分たちの部落に関係のない村道の改修工事では地元で現金は落ちない。だから村人にとって改修工事がどの村道に決まるかは最大の関心事であった。それに道路の改修は現金収入の確保ということだけでなく、長期的には道路網の整備という地元にとって大きな経済的効果もあった。周知のとおり、戦前の日本の村は生産・生活の両面にわたって強い絆で結ばれた部落がその地域的構成単位であった。道路改修をめぐる部落間の確執は避けられなかったといえよう。昭和九年秋の香川新報は、村会の決議に一部村会議員が反対して反村長派の期成同盟会が結成された木田郡の氷上村、改修道路の変更をめぐる村議全員が辞職した小豆郡の大鐸村などのほか、岡田村・太田村・白鳥町・竜川村などにおける部落間の道路争奪戦を報じている。大川郡の福栄村のように部落間の争奪戦を封じるためあらかじめ誓約書をかわす村もあった。その誓約書には「今般村直當時局匡救土木ソノ他事業ニ対シテハ、我等ハ部落民ヲ代表シ左ノ事項ヲ厳守、村治ニ貢献援助センコトヲ誓ウ」との37の「免所」(次の注参照)代表者の宣誓につづいて、「右事業ニ対シ^{いやく}苟モ輕挙妄動或ハ流言蜚語ノ如キハ断ジテ互イニ相戒ムルコト」などとの注意事項が列記されている。

10月下旬に多和村の村道改修工事を皮ぎりにはじまった県下の救農土木事業は、こののち県道16路線および町村道200路線において実施され、このほかに10ヵ所の県営砂防工事、35ヵ所の町村営河川工事がおこなわれた。

- * ここでいう部落とは、旧藩時代から存続する地縁的・血縁的紐帯の強い小集団のことで、讃岐地方では、旧藩時代からの呼び方の免所あるいは免場をもって部落にあてることがある。この意味での部落をいくつか含んで成立している旧藩時代の村を同じく部落と表現することがあるが、本稿ではこの場合はムラと表現した。さらに、明治22年施行の町村制によって誕生した地方自治の末端行政単位としての行政上の村——そ

れは通常、いくつかのムラを合併して創設された——は、村と表現した。なお、これまでの叙述でもこれからの叙述でも、村人という表現は、ときには部落民を、ときにはムラ人を、さらにはときには行政村民のことであったりする。そのいずれに該当するかは、前後の文脈から判断されたい。

漁村における救農土木事業はどうであったか。投じられた事業費は6万9,000円、10の漁村を対象に事業は実施された。船溜りの修築工事を計画した丸亀漁業組合の場合、工事費3,000円はそのすべてが掘削費や運搬費などの人夫賃にあてられており、現金収入の途が途絶えた漁村にとって時局匡救事業はやはりおおいに期待されたところであった。また、高松市の西浜漁業組合長が香川新報の紙面で「……漁民の生活が昨今の不況で相当痛手を被っているのは申すまでもなく、漁民労働権の確立保護上、まず漁港の完備が最大条件で、西浜漁港は現在では十分の用をなさないで、屢々当局へお願いして一日も早く拡築を希望していたわけで、今回これが実施されることになったとすれば誠に幸いである」（昭和7年10月6日）と語っているように、救農土木事業の実施を機に貧弱な漁業施設の改善をおこなった西浜や志度、三本松のような漁村もあった。

香川県における昭和7年度の救農土木事業はあらまし以上のものであった。そして昭和8年度は123万円、昭和9年度は46万円の事業費が投ぜられ事業は継続した。が、当初の予定どおり救農土木事業は昭和9年度をもって打ち切られている。農業・漁業分野ではまだ不況が深刻であった昭和9年であったが、しかし、翌昭和10年になると、農村よりいち早く景気回復した重工業が牽引する形で農漁村も5ヵ年にもおよぶ長期恐慌からようやく脱出することとなる。香川県の場合もまさにそうした経緯をたどったことについては、さきの図1で確認したところである。

経済更生運動の開始 救農土木事業の実施が窮迫せる農家経済を幾分なりとも緩和し、ひいては原材料費購入など農村需要を喚起することによって日本経済の景気回復に多少なりとも寄与したことは疑いのないところであるが、しかし救農土木事業はあくまでもスペンディング・ポリシイとしての応急策であっ

て、それによって脆弱な日本農業の体質が改善されたわけではない。昭和恐慌期、救農土木事業が実施される一方、日本農業の体質そのものを強化改善すべく、部落と行政村を基礎に農業の組織化と統制をつよめつつ農家経済を立直そうとする運動が展開された。経済更生運動がそれである。

昭和7年9月6日、香川県は経済更生運動に関する次のような告諭を公布した。告諭はまず、恐慌にあえぐ日本経済の内外の状況について「現下我国ハ曠古ノ難局ニ遭遇ス。内、経済界ノ不況ハ益々深刻ヲ増シ農山漁村ノ疲弊困憊、商工業ノ衰微沈滞益々甚ダシク、外、列国トノ関係ハ滿蒙問題等ヲ中心トシ日ニ複雑重大化ヲ加エツツアリ。^{まこと} 洵ニ国歩艱難、国民ノ感奮興起ヲ要スルノ秋ナリ」と説明したのち、長びく農村恐慌の根本的原因に関し「コノ国難ハ固ヨリ一時的現象ニアラス、其ノ根本ハ社会組織ノ不備、経済組織ノ欠陥ニアリ」との基本的認識を示しつつ、「時局匡救ノ方途ハ国民経済ノ組織化、合理化ヲ基調トシ生産、消費ノ両面ニ互リ共同ノ組織ヲ完備シ統制アル経済ヲ確立スルニ在ルモ、要ハ国民ノ自力更生ノ潑刺タル意気ト万人相提携シテ進ム家族的共同ノ自力トニ依ルニ非ラズンバ其ノ実行ヲ拳グルヲ得ザルベシ」と述べて「自力更生」による経済更生運動を提唱した。そして農業を組織化し、農業に計画性と統制を導入する手がかりが村——ムラさらには行政村に求められた。とくにムラこそは階層を異にし利害を異にする地主・自作・小作といった村びとたちを平等に包みこみ、水や山の管理と利用の共同、生産・流通面での共同、さらには冠婚葬祭といった生活面での共同を「隣保共助、共同融和の精神」のもとにおこなってきた伝来的な共同体的組織であった。大正期の激しい小作争議で亀裂が生じながらも、依然としてムラは農村の基礎的単位として機能し、農会や産業組合、水利組合もこのムラを基礎に存立していた。こうして、疲弊した農村を立ち直すべく「自力更生」をスローガンにムラを基礎にした農村の改革運動がスタートした。

さて昭和7年10月24日、経済更生運動を開始するにあたって香川県経済更生委員会が設置された。知事を会長とするこの委員会は、第1部委員会（農山漁村関係）と第2部委員会（中小商工業経済関係）からなる。委員会の任務は、「隣

保共助、共同融和の精神」のもとで村として一体になって「自力更生」にとりくむことのできる条件をもった町村を選定し、その指導にあたることである。委員会が選定した町村は「指定町村」と呼ばれるが、香川県の昭和7年度指定町村は18の農村と2つの漁村であった。ところで、更生計画樹立に対し指定町村に交付された補助金はいかほどであったかといえば、それはわずか1町村当たり300円程でしかなかった。経済更生運動の推進はまさに農民たちの自力更生、隣保共助の精神に強く期待されたのである。

農村負債整理事業の実施 長びく不況のもとで農村の負債は累増した。昭和7年の時点において全国でおよそ47億円といわれた農家負債額は、じつに同年の農産物総生産価額の2.1倍に達した。同じ年、香川の農家の負債総額は5,500万円、これは農家1戸当たりでは450円の負債となる。いま、経済更生運動を推進するにあたって、こうした巨額の負債の存在が大きな支障となることは疑いない。かくして農村負債整理事業が経済更生計画と補充関係をなしつつ、昭和8年以降展開されることとなった。

農村負債整理事業に直接たずさわるのは、これを機にあらたに組織された負債整理組合である。部落を基礎に組織された負債整理組合は、政府から低利で融資された負債整理資金をもとに、組合員の過去の負債について元金の減免・償還期限の延期・利子低下など負債条件緩和に関する斡旋の労をとって負債整理をすすめるのである。ところで、負債整理組合が部落を基礎に組織されたのは、困難な負債整理事業も共同体意識がなお色濃く残る部落であればこそ、債権者・債務者の「互譲・協調ノ精神」のもとに推進されるであろうことを当局は期待したからであった。昭和10年10月に東京の産業組合中央金庫で開催された「農村更生座談会」における香川県代表・川島町長が町内の負債整理組合のひとつである山西負債整理組合について語っている次の談話は、そのような状況を如実に物語っている。いわく、

組合員（山西負債整理組合の一注）26名のその3名程が組合員全体の目から見て、これはどうも資金の融通を受けても果たして更生が出来るかどうかということが心配の種であった。しかるにこの3名が負債整理に当たっ

て、県とか或は町とか、直接にそういう公共団体から資金を借受けたのではなく、負債整理組合から借入れたということが、非常に精神的に大きな変化を与えたのであります。若し我々が不注意にして、或は怠けてその償還が出来ないということになったら、お互いに組織して居る組合員、自分の部落の近所隣の者に対して申訳がない、自分はこの住み慣れた土地にいられない、さういふ風にならぬ様に一生懸命家の仕事をしなければならぬということ戸主なるものが家族全体を集めて非常に激励するに至ったのであります。

と。

恐慌が終息した昭和10年以降もなお負債整理事業は継続した。昭和14年現在、県内に存在する負債整理組合はその数273、長かった不況のもとで累積し恐慌終息5年後のいまなお整理しえない負債の巨額さを物語る数字だといえよう。

香川の産業組合拡充政策 経済更生運動を推進するにあたって、これと結合する形で「産業組合拡充五ヵ年計画」が昭和7年に策定され、翌昭和8年から実施された。戦前の日本農村における代表的農業団体といえば農会と産業組合であるが、農会が主として農事改良など農民の生産力の側面にかかわる組織であるのに対し、産業組合は農産物流通や農民金融など商品生産者の側面にかかわる組織であった。この産業組合に経済更生運動推進の中心的役割を担わせようというのが、農林省の意図するところであった。その意をうけて香川県当局も昭和8年12月27日、県下の産業組合長宛てに「……今回、五箇年計画ヲ樹立シ、昭和八年一月ヨリ遂行シ昭和十二年十二月末マデニ目的達成ニ努ムトシツツアリ。該計画ハモットモ時宜ヲ得タルモノナリト雖モ、個々ノ組合ニシテ之ガ趣旨ノ徹底ヲ欠クニ於テハ産業組合（による一注）経済組織完成上遺憾ノ義ニ付、夫々適切ナル拡充五箇年計画ヲ樹テ之ガ遂行ニ万遺漏ナキヲ期セラレ^{なく}度」云々との通達を出している。

* 産業組合制度が発足したのは明治33年のことで（「産業組合法」公布=明治33年3月）、香川県では明治35年に設立の仏生山信用組合がその第1号となった。香川県の

産業組合は香川県勸業七年計画（明治43～大正5年）においてその設立が奨励されたことを機に急速に増え、大正6年にはその数143、大正14年には205を数えるまでに著増した。全国でも香川県は産業組合の発達がもっとも顕著な府県のひとつであった。

ところで、産業組合拡充5ヵ年計画が策定された昭和7年には「産業組合法」が改正され、「農家小組合」を「農事実行組合」として法人化して産業組合に団体加入させる途が開かれた。農家小組合はこれまですでに日本の農村に広く存在していた地域農家の共同組織で、その存立する基盤は通常は部落であった。ここに部落ぐるみ産業組合の基礎に据えつつ経済更生計画を全階層農家——これまで出資金1口の負担すらできず、事実上、産業組合の外に閉め出されていた小作貧農層も含め——を包含する形ですすめる方向がさだまったのである。香川県においては「農事改良組合」と呼ばれた農家小組合は、勸業7年計画の実施を機に農事改良の共同組織として県下に急速に広まっていき、産業組合拡充5ヵ年計画策定の前年の昭和6年の時点で総数2,491を数えた。そして、経済更生計画の開始とともに県当局の積極的奨励（たとえば、昭和7年11月制定の「農事改良組合奨励規程」による奨励金交付）によって農事改良組合は昭和10年現在2,950へとさらに増加した。これは組合員戸数にすれば7万4,386戸で、当時、農家総戸数は8万8,308戸であったから、農家の86%が農事改良組合に参加していたことになる。産業組合が部落ぐるみであったことを首肯させるに十分な数値といえよう。

ここにあらためて産業組合拡充5ヵ年計画の成果を図5-1・2で確認しておこう。まず、図5-1によると、計画が開始された昭和8年以降、産業組合の販売・購買量とも飛躍的にのびている。これは農家の購入と販売に対する産業組合の強力な統制の結果であった。次に図5-2によれば、香川県の産業組合は大正期までにはほぼ出揃っていたから組合数そのものについては若干増えた程度であるが、しかし4種兼営産業組合の比率の増加が顕著である。産業組合は、(1)貸付・貯金などの信用事業、(2)農産物などの販売事業、(3)農業用資材や化学肥料、生活物資などの購買事業、(4)脱穀機・揚水機などの利用事業をおこない、事業を4つともおこなう産業組合を4種兼営産業組合といった

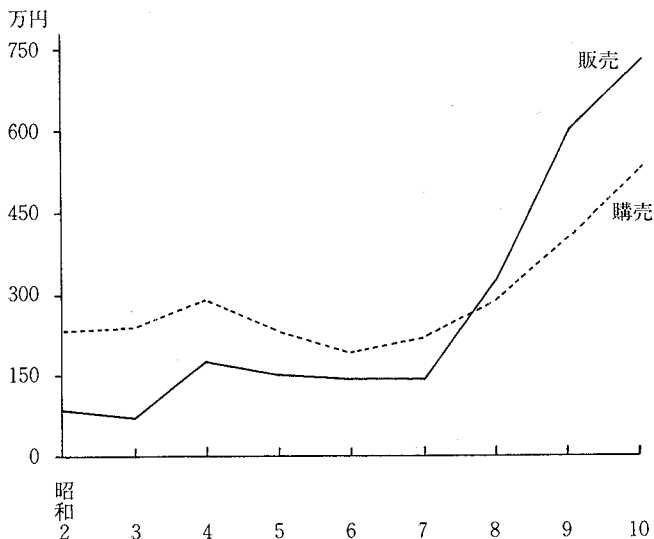


図5-1 産業組合の販売・購買量
資料：同前18~22ページより作成。

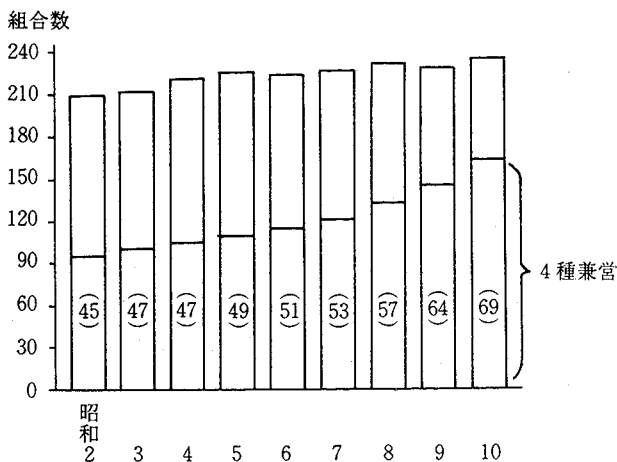


図5-2 昭和期香川の産業組合設立状況

資料：「香川県産業組合状況」（香川県、昭和11年）1ページより作成。
注）（ ）内の数値は、産業組合数に占める4種類兼の割合（%）

が、産業組合拡充計画でもっとも重要視されたのは、この信用・販売・購買・利用の4種兼営の産業組合であった。その4種兼営組合の比重増大に計画の成果を明白にみてとることができるであろう。

なお産業組合拡充年5ヵ年計画に関連して、この時期、いわゆる「反産運動」が全国規模で展開したことを指摘しておかなければならない。すなわち、産業組合の上級系統機関である全国購買組合連合会（全購連）や全国米穀販売購買組合連合会（全販連）が急速に事業をのぼしていくもとで、農村からの撤退を強いられることとなった肥料商や米穀商人などから産業組合運動反対ののろしがあがったのである。昭和8年7月13日の「四国民報」が「全販連に対抗して県下米穀業者起つ——急進的の統制販売は生活、営業権の侵害と——けふ公会堂の集会」と題する記事を掲載したのも、香川県におけるそうした反産運動のひとつまでであった。

農村の経済更生運動——川島町の場合—— それでは県下の農・漁村において経済更生運動はどのように展開したか、その具体的な姿を、まず農村の川島町について紹介しよう。川島町は昭和7年度の指定町村のひとつで、更生運動への取り組みが県下でもっともはやかった町村であった。

木田郡の西南部、高松市のほぼ南方10キロに位置する川島町は総戸数831戸、その66%にあたる550戸が農家である。町の中央を春日川が流れ、田畑はあわせて410町歩ある。町には農会が1つ、産業組合が2つあり、21の農事改良組合が部落ごとに、あるいは数部落単位で組織されていた。

更生運動の中核機関である川島町経済更生委員会は昭和7年12月に組織された。委員会のメンバーは役場の町長・助役・勧業主任や学校長、農会長、産業組合長のほか、町会議員、処女会長、在郷軍人分会長、農事改良組合長など25名で、町の主要なる人物を網羅して組織された。図6はその組織統制網である。町を挙げ部落を挙げての更生運動であったことがわかるであろう。

運動の第1着手として川島町経済更生委員会は村の健康診断ともいえるべき基本調査を昭和7年の7月から8月にかけておこなっているが、この基本調査によると昭和7年の川島町の農家経済は収入総額40万6,000円、支出総額44万

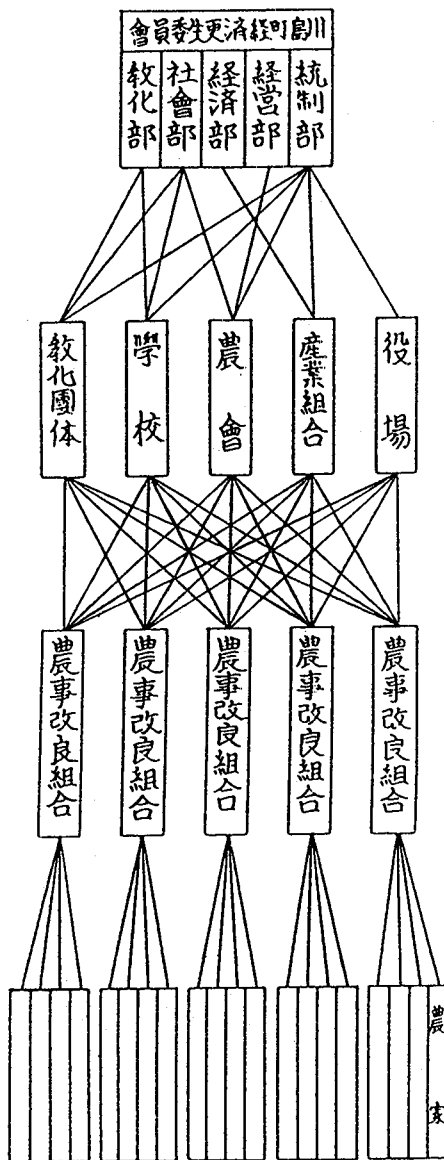


図6 川島町経済更正計画の組織統制網

資料：「川島町経済更正計画」（香川県，昭和9年）39ページより引用。

3,000円で、3万7,000円の不足が生じていた。長びく不況下で年ごとに負債が累積し、その額は88万円に達した。それでもなお50万円の預貯金があったから、差し引き38万円が正味の負債額である。しかし38万円といえば、昭和7年度の川島町の農業総生産額を上回る額であった。1戸あたりでは497円の負債となる。また労働力調査によれば、農閑期に相当の余剰労働力が存在することがわかった。

右の基本調査に沿って川島町の経済5カ年計画がたてられたのであるが、計画の柱となったのが次の5つであった。

まず第1は余剰労働力を利用した生産増殖計画である。とくに麦稈真田やかます、鶏卵などの副業拡大による現金収入の増加がはかられた。

第2は自給肥料の増産である。自給肥料の増産は農家の現金支出をおさえるための方策であるが、現金支出抑止策としては醤油の自家製造や冠婚葬祭費の節減なども強調された。

第3は共同購入・共同販売の拡大である。米麦については現在20%の共同販売量を5年後には80%の水準まで、また購入肥料については現在30%の共同購入量を5年後に同じく80%の水準にまで拡大する計画であった。計画推進の主体となったのは産業組合である。

第4は負債整理である。川島町では昭和8年11月に設立の山西負債整理組合——さきの昭和10年産業組合中央金庫主催「農村更生座談会」の席で香川県代表・川島町長の談話のなかに登場したのは、この山西負債整理組合——は町で最初に設立された負債整理組合であった。政府の組合正式認可は昭和9年1月のことで、翌昭和10年1月に5,000円の負債整理資金がおりている。山西負債整理組合につづいて昭和10年に横張負債整理組合など6つの負債整理組合が、昭和11年には宮尾負債整理組合など8つの負債整理組合が設立された。

第5は、社会教化計画である。祝祭日には小学校の講堂に町民が参集し、宮城遥拝の行事や町長・学校長の精神講話があり、また農民に自力更生の自覚を促すべく部落講話会がもたれた。とくに運動を推進すべき中堅農民を育成する

ため川島町経済更生農村青年学校が開設された。開講日数は5日間で、早朝4時半の起床から夜10時の就寝までの1日の日程は講話・講習を中心に、武道や修養、娯楽などもあった。「日程表」から講話・講習の題目をいくつか紹介すると、「皇国運動」・「農事改良組合ノ指導方針ト山西組合ノ実地見学」・「自給自足ノ農業経営法」・「農業経営簿記」・「生活改善」・「非常時ニ処スル農村青年ノ行クベキ道」・「非常時ニ直面シテノ農民ノ覚悟」等々。

川島町における経済更生計画は概略以上のものであった。川島町のほかの指定町村においても川島町同様、産業組合の強化、負債整理組合の設立、副業の奨励などが経済更生計画の基軸に据えられたが、それぞれの町村の事情を反映した独自の、たとえば栗熊村のため池改修事業、陶村の小学校更生教育、池田町の果樹栽培、津田町の自作農創設維持事業、吉津村の廃品利用などの事業も経済更生運動の一環として実施されたことを指摘しておこう。

漁村の経済更生運動 次に、県下の漁村は自力更生のためどのような計画をたてて実行したか、その事例をいくつか紹介すると、まず、香川郡の香西町の場合、和歌山や三重への県外サンマ漁業を奨励、大ダコの孵化放流もおこなう一方、組合員に家計簿の記入、貯蓄の励行などをすすめ、経済更生のための講話会も開催した。大川郡の小田村の場合は、これまでの海外出漁の経験を踏まえつつ、関東州や渤海方面、シンガポール、さらにはアフリカ沿岸への海外出漁を、国内では鹿児島へのイワシ地びき網を奨励するほか、定置網の漁場を新規に2ヵ所設置した。また、仲多度郡の白方村では漁業組合員の家族に就業の場を提供すべくエビ煎餅の加工工場が建設されている。

上の事例からもうかがえるように、経済更生運動といっても漁村の場合は、その内容は——産業組合拡充・農村負債整理組合の設立などといった実のある更生運動が展開された農村に対して——とうてい恐慌克服のための漁村立直し運動というほどのものにはなっていない。そもそも漁業は農業と違って生産自体を人工的にコントロールすることが困難なうえに、漁業を組織化するといっても零細で貧しい漁家にはその手がかりすらみあたらないというのが実態であった。だから、香川県水産商工課の役人が『大日本水産会報』に投じた論文「香

川県下の漁村更生について」において指摘している漁村救済策も、「漁獲物運搬船を除くの外、発動機付漁船の全廃」、「繁殖保護、就中、稚魚乱獲に関する制度の確立」、「瀬戸内海漁業取締規則の強化、各府県漁業取締規則の統一整備」、「過剰漁業者の緩和に関する方策の樹立」とかいった類のことで、恐慌下においても、結局のところ、内海漁民の貧しさは漁業資源問題に集約されることになるのである。

経済更生運動——恐慌期から戦時経済下へ 香川県の経済更生指定町村は昭和7年の20町村の「指定」を皮ぎりに、昭和9年までの3ヵ年で56町村が、そして恐慌から脱出した昭和10年代以降は昭和14年までに64町村が指定を受けた。7年間で総計約70%の町村が指定町村になったことになる。昭和恐慌下、経済更生運動は香川県同様全国的にも大々的に展開されたのであるが、しかし恐慌の克服という点に関していえば、経済更生運動は必ずしも効果的であったとはいえなかった。むしろ昭和恐慌期以降昭和10年代の戦時中も継続実施されたこの経済更生運動について強調すべきことは、農業の組織化とそのもとの計画性と統制の導入という役割をになって展開された恐慌期の経済更生運動が戦時期にはいると軍国主義的ファシズムのもとでだいに戦時経済推進のための組織的運動へと変貌していったとういうことである。栗熊村の経済更生委員会が経済更生運動計画における重要な柱のひとつとして昭和12年に立案した満州農業移民計画などは、その象徴的事例のひとつといえよう。

第2節 戦時下の香川の農村と漁村

はじめに 昭和12年の7月7日、日本は中国との全面戦争に突入した。その翌月8月の24日、近衛内閣は「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定し、「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」の3つのスローガンのもとに国民精神総動員運動が実施されることとなった。9月30日には香川県も「ココロ国民精神総動員運動ヲ実施セントスルニ際シ県民諸子ニ告グ」ではじまる次のような告諭を發布して国民精神総動員の開始を告げた。いわく、

県民タルモノ須カラク本県特有ノ伝統的大精神ニ生き、克ク非常時局ノ

実相ヲ把握シテ親和共同，日本精神ノ大義ヲ発揚スルト共ニ社会風潮ノ一新ヲ図リ，各々其ノ業務ニ精励シテ冗費ヲ去リ常ニ困苦欠乏ニ耐エ，ヒタスラ銃後ノ護リヲ強化持続シテ以テ出征兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメ，進ンデハ非常時経済政策ニ率先協力シテ国民精神総動員ノ実ヲ揚ゲ，益国力ノ伸長ヲ図リ，以テ天上無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ラン事ヲ期スベシ……

と。この告諭発布の前日，県会議事堂で運動の推進団体となるべき国民精神総動員香川県地方実行委員会が組織された。そして10月10日には中央レベルで国民精神総動員中央連盟が結成され，ここに天皇制イデオロギーを浸透させて国民統合を強化し自発的な戦争協力態勢をつくりあげていく国家的体制ができあがった。こうした国民精神総動員の国家体制を支えるべく農業の分野において組織された団体が農業報国連盟であった。その下部組織が各府県の農業報国連盟県支部で，農業報国連盟香川県支部も支部長の県知事以下，官側では県庁の関係部課長，県会議長・副議長や市町村長，民間側では県農会長，県信用購買販売利用組合連合会長，県水産会会長，県畜産組合連合会会長，県養蚕業組合連合会会長，各郡経済更生委員会会長等々の役職員で構成されるところの官民あげての全県の組織であった。

このような国民精神総動員体制のもとで日本政府が最優先でとりくむべき最緊要の課題，それは経済の戦時経済体制への再編であった。戦争遂行にとって不要不急の民需部門や軽工業部門はこれを抑制・削減し，軍事的生産力の脊柱となるべき重化学工業に国内の資源と経済諸力を集中的に動員しなければならない。と同時に，この国家的課題を実現するためには権力による強力な統制が不可欠である。その基本立法とでもいうべき「国家総動員法」が制定されたのは，昭和13年4月のことであった。同法が制定されたことによって政府は経済活動をはじめ労働，言論などに関する広範な統制の権限を一手に掌握するとともに，議会の承認なしに勅令，省令，通達によって直接にその権限が行使できることとなった——後述する小作料統制令（昭和14年12月），臨時農地等管理令（昭和16年2月），国民勤労報国協力令（昭和16年11月），水産団体法（昭和18年3月）など戦時期の法令の制定はいずれも国家総動員法にもとづく——。

かくして議会制度は事実上否定されて法に対する政府の優位がほぼ全面的に確立し、天皇制国家はファシズムの行政国家へと姿を変えたのである。

さて本章の課題は、右のように戦時体制をととのえた日本が日中戦争から太平洋戦争へと戦争への道をひたはしるその間、香川の農村・農業と漁村・漁業がどのように戦時体制にくみこまれていったか、その変遷の姿を考察することであるが、戦争が農業と漁業に与えた影響度についてあらかじめ指摘しておくべき根本的な事柄は、農家・漁家にとってその経営上もっとも基幹的な青壮年の労働力が大量に応召や徴用によって失われていったことである。戦時期とりわけ太平洋戦争期は国内秩序の混乱から正確な統計を欠くためおおよその数値ではあるが、敗戦間近のころの香川県ではこれら労働力は日中戦争開始当時に比較して半減し、また全国を概観すれば、戦時中、およそ500万人にもおおよぼおびただしい数の労働力が農村と漁村の外へ流出していったといわれている。以下、はじめにⅠにおいて農村、次にⅡにおいて漁村を考察しよう。

Ⅰ 戦時経済下の香川の農村と農業

日中戦争開始当時の香川の農漁村 長かった昭和恐慌は、いわゆる「高橋財政」の名によって知られるところの、これまでの金本位制に変わる新しい通貨体制＝管理通貨体制のもとでの財政政策と低金利政策の積極的展開、そしてまた国際貿易面における低為替政策の採択によってようやく終息した。生産水準が恐慌前の水準に回復したのは鉱工業が昭和8年、農業がそれより2年おくれでの昭和10年ことであった。

日中戦争がはじまった昭和12年当時、重化学工業の発展に牽引された景気回復の基調のうえに「満州事変」以来膨張をつづけてきた軍事費の増大という事情が重なって、日本経済は活況を呈した。一般物価も、当時「軍需インフレ」と呼ばれるほどに騰貴した。農民たちが購入する農業用資材や日常の諸物品の価格も騰貴したが農産物価格も騰貴した。都市人口の膨張・軍事費の増大による農産物・食料品などに対する需要の増大が、農産物価格を引きあげたのである。

いま、日中戦争開始当時の香川の農村を素描すれば、まず、物価高に刺激されて除虫菊やトウガラシ、ハッカなどの増産も目立つが何よりも米価高騰による米の生産価額の増大がいちじるしい。昭和6年から昭和13年までの米の収穫高の推移を示した図7をみられたい。昭和13年の米の生産価額は昭和10年に比べて20%増加し、恐慌がどん底であった昭和6年と比べればじつに140%もの増加であった。次に、農村の活況は土地問題にはどう影響したか。中央農林協議会が昭和12年に調査した「物価高の農山漁村に及ぼす影響」によると、香川の場合、農産物価格の高騰につれて土地価格は田畑とも1割から2割近く騰貴し、また、近年の小作料の騰貴傾向に加えて「……殊に米価の安定と農家経済の幾分の好転の為、此際地主は滞納小作料を整理せんとする傾向」ゆえに、小作争議も増加しつつある(図5参照)。自創事業については、「土地先高を見越して売手少ないため自作農創設地の土地価格は一般に比し相当高額である」

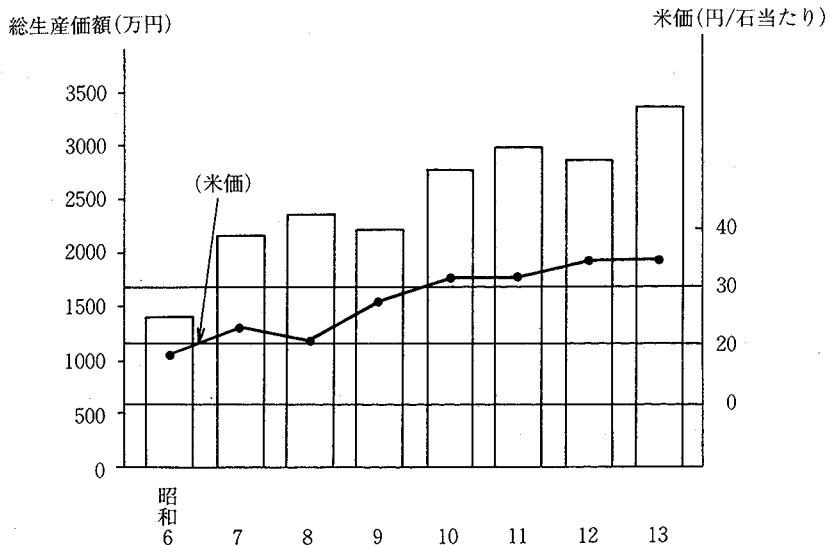


図7 米生産の推移(昭和6~13)

資料:「米統計」(香川県、昭和14)

ために事業進捗の支障となっていること、自創事業の対し土地を売却する地主の土地所有規模は近年1町歩未満の小地主——これら小地主は長かった恐慌の打撃からたちなおれずについに土地売却の挙に出たのであろう——が著増した。

日中戦争がはじまった当時、讃岐の農村に生じた変化といえばさらに、農家数の減少を指摘しなければならない。すなわち昭和11～12年の2年間で小作農や自小作農の下層農家を中心に1,559戸もの農家が讃岐の農村から姿を消しているのである。これまでに例のない大量の離村であったが、ただ、この時期の農家数の減少はその程度に差こそあれ、全国の農村に共通した出来事であった。大都市部における近年の急激な重化学工業化が各地の農家・農業労働力を農外に流出させる牽引力となったのである。香川県の場合、その流出先は主として京阪神地方であった。

物資の配給統制はじまる さきに日本の戦争は軍需優先・民需抑制のもとに推展したと述べたが、日中戦争がはじまって間なく、昭和13～14年ごろにははやくも、民需物資のなかで品薄から配給統制が実施されるものも登場した。

まず、農業の分野で最初に販売・配給統制の対象となった物資は肥料であった。日中戦争開始とともに早くも、化学肥料の原料である硫安・塩化加里・燐鉱石などの輸入が減少に転じたからである。日中戦争開始の年の9月に「臨時肥料配給統制」、昭和14年3月に「肥料配給統制規則」が制定され、肥料の販売・流通は完全に政府の統制下におかれることとなった。肥料を必要とする農家は町村長から配布されるころの購入券によってその券面に明記してある割当て数量にかぎってこれを、産業組合もしくは肥料同業組合から購入することとなったのである。

多肥多労をその技術体系の中核におく日本農業にとって所要の肥料が不足するといった事態は、まさに生産力構造の根幹にかかわる。とりわけのちにみるように、米の食料自給がにわかには逼迫し食料増産が国の緊急の課題として登場する昭和15年以降、肥料不足問題はきわめて深刻な様相を呈することとなった。香川県でもすでに昭和14年11月の臨時県会において食糧増産問題から

んで肥料問題がとりあげられて化学肥料に代わる自給肥料の増産が提案されたが、そもそも緑肥作物であるダイズの種子自体すら入手が困難な状況にあった。阪神地方からの人糞尿の輸送や市街地の塵芥の再利用など、窮余の策とはいえ姑息ともおもわれる手段が真剣に論議されるほどに、肥料不足は深刻化していたのである。こののち肥料不足がいつそう進行したことは、表8にみるとおりである。

表8 香川の肥料配給状況

(単位：トン)

	硫 安	過磷酸	加里塩	ダイズ粕	魚 肥
昭和13	20,672	19,111	2,993	21,935	5,833
15	16,109	15,482	1,362	5,183	3,882
16	19,650	14,640	916	7,260	3,418
17	18,828	8,830	37	6,408	1,550

資料：「主要食糧増産並ニ肥料状況」(香川県，昭和17年11月)

銃後の村——食料増産へ 戦争経済の遂行のためには食糧の確保と増産が不可欠である。兵力の供給源である農村はまた、戦線への食糧供給基地でもあった。戦時下の日本の農村が「銃後の村」と呼ばれたのは、まさにそうした意味合いにおいてであった。

日中戦争開始以降、ここ讃岐の農村においても、食糧増産のために共同作業を実施したり、農繁期に共同の託児所・炊事場を設置したり、応召農家に対して勤労奉仕をおこなう風景があちこちでみられるようになった。昭和恐慌のとき疲弊した農村をたてなおすよりどころが部落に求められたように、戦時下における食糧増産の実行組織も部落であり、ひいては部落単位で組織された農事改良組合であった。この点、国家総動員体制の一翼をになう農業報国連盟の増産指導督励班が昭和14年の夏に香川県を視察したとき、「実施視察しました村に於いては、いづれも部落実行組合の活動が盛んでありまして、各種の共同作業が適切に行われ、農産物の増産、物資の節約、応召遺家族の援護、農家の経済更生等、各般に亘りまして優秀なる成績を挙げておる。これはいづれも部落実行組合の活動如何によって決定されていることを痛切に感じた次第であり

ます」と報告したとおりである。銃後の農村を根底でささえていたのはやはり、農村に古くから存続する生産と生活の伝来的共同組織である部落ないしは部落を基礎とする農事改良組合であった。こうした農事改良組合の活動ぶりの事例をひとつ、紹介しよう。とりあげる事例は木田郡井戸村の北真行寺農事改良組合である。

井戸村のほぼ中央に位置する北真行寺部落は耕地面積12町7反、農産物は米麦が中心で、農家数は20戸をかぞえる。農産物増産計画（計画期間は昭和13～17年の5ヵ年）の実行にあたり北真行寺農事改良組合は米麦増産、米麦統制、肥料消費統制、資材配給、労力調査、農産物供出、副業、教育、会計の九つの部門を設け、部門ごとに部長をおいて事業をすすめた。まず米麦増産事業では栽培品種を多収穫品種に統一——米は旭7号、豊稔、雄神、小麦は新中長、江島珍子——して増産に努めた。昭和13年に181石の収穫があった米は昭和15年には236石、小麦は同じ期間に198石から217石の増収となった。宅地周辺の空闲地を利用した甘藷や蔬菜の栽培もおこなわれた。肥料対策としては緑肥作物の栽培、堆厩肥の確保、木灰収集、焼土の奨励などがとりあげられた。労力調整では5人1組の班を設けて共同作業を実施し、それでもなお労力不足の場合は組合の農家が総出で援助し部落に不作付地がでないように努めた。軍需かますの製造や兵隊の毛皮用に兔の飼育なども計画された。また節米・混食の実施、冠婚葬祭の簡素化など消費生活面での質素儉約の励行も提唱された。

ところでこうした戦時期の農事改良組合の活動について忘れてならないのは、それがじつは経済更生運動の一環として上からの唱導で推進されたことである。かって農村恐慌の克服をめざして村民を組織しつつ部落ぐるみで展開された経済更生運動は日中戦争の開始とともに戦時経済推進のための運動へと次第に変質していったのである。戦時期の経済更生運動についてさらに言及すれば、当時、「分村」の名で呼ばれた満州農業移民対策も経済更生運動の一環としてすすめられた。分村計画にしたがって満州、それもソ連国境近くに送り出されたこれら農業移民の人たちは戦争の最大の被害者であったが、日中戦争当時、香川県でも太田村、上笠居村、栗熊村、岡田村の各村から満州に開拓団が

送り出されている。なおこうした内容の経済更生運動は昭和18年から始まる皇国農村確立運動へとひきつがれていった。

- * そもそも日本帝国主義がみずからの手によって推進した満州農業移民=分村計画の基本的ねらいは、全国にうずたかく累積した農村の過剰人口問題の解消であった。明治以来、日本資本主義は農村の過剰労働力を吸収して発展したのであるが、その発展のテンポが緩慢であったため過剰労働力を完全に吸収するにはいたらず、過剰労働力は過小農として農村にうずたかく累積した。この点、上笠居村について県の報告が村の概況について、「土地人口ノ均衡ヲ失セル本村ハ農家一戸当り耕地面積田四反二畝歩、畑二反五畝歩、計六反七畝歩ニ過ギザル現状ニシテ、村人ノ経済力ハ極メテ急迫シ農家ノ安定ヲ期スル能ハザルヲ以テ毎年二百五十人ハ村外ニ出稼ギノ止ムナキ現状ニシテ農家ノ困憊見ルニ忍ビザルモノアリ」と述べているとおりである。

食糧需給の逼迫と強まる統制 その翌年に太平洋戦争がはじまる昭和15年という年は銃後農村に対する食糧増産の要請がにわかを高まって戦時農業政策展開の画期となった年であった。というのは、昭和14年に西日本ならびに朝鮮半島、昭和15年に東北地方がそれぞれ干ばつにみまわれ、その結果、主要食糧である米の供給を国内だけでなく植民地の朝鮮や台湾からの輸移入に依存していた当時の日本の食糧事情が急速に悪化したからである。香川県庁に食糧増産指導本部、郡に指導部、町村に食糧増産指導部が設置され、県下8万5,000の農家のそれぞれの門口に我が家の増産目標額を記した紙札が貼付されるようになったのは、昭和16年の春のことであった。

昭和15年を境に以降敗戦の昭和20年に向けて、さらに悪化する食糧事情——昭和17年6月のミッドウエー海戦での敗北を転機に南方の制海・制空権がアメリカに掌握されて以降、タイ・ビルマ・インドシナなどの外国米の輸入が激減し、やがて途絶——と深刻化する労働力不足を背景に、次々と戦時農業統制立法が制定されていった。以下、その展開の過程のなかで香川の農村はどう姿を変えていったかを概観しよう。

[農会法改正——戦時統制組織の整備]

昭和15年4月に農会法が改正されて系統農会が農業統制機関化されるとともに、農事改良組合の農会への加入が強制となった。農会法の改正にさいし香

川県では1部落1組合の方針のもと、部落区域と組合区域が一致するよう農事改良組合の改組がおこなわれている。昭和16年4月に三豊郡農会の主催で開かれた三豊郡食糧増産報告大会においてもまず第一に強調されたことは、農事改良組合に対する「実践基本団体」としての活動要請であった。「昭和十六年三豊郡食糧増産奨励指導要項」によると、農事改良組合が実践すべき食糧増産実行方法として、(1)作付け反別の増強(開墾、休閑地利用、土地改良)(2)作付種類の転換(食糧作物の増加、食糧作物以外の作物栽培の整理・制限)(3)栽培法の改良(低位栽培地方の地力向上、苗代設置・病虫害防除・水利統制・自給肥料の増産など各種施設作業の一斉実践)などのことが、「農事改良組合ニ実践班ヲ設ケ周知ノ迅速実施ノ徹底ヲ期スルコト」とともに、摘記されている。ここにも農会と農事改良組合が戦時体制にしっかりとくみこまれていくそのひとつの事例をみる事ができよう。

[臨時米穀配給統制規則——米の強制供出]

食糧需給が逼迫した昭和15年はまた食糧配給統制の画期となった年で、この年の8月に「臨時米穀配給統制規則」(施行11月)が制定され農家は手元に自家保有米だけを残して収穫米をすべて政府に供出しなければならなくなった。米の強制供出制度の開始である。町村長から農家に対し政府管理米として出荷すべき数量が割り当てられ、地主も自家保有米をぞく小作米^{*}を供出することとなった。昭和15年11月5日に大川郡の松尾村常会から関係農家に管理米調査用紙が配付されているが、これはこの強制供出制度によるものである。なお昭和17年にはいと、2月に「食糧管理法」が制定され米価が生産農民価格・地主価格・配給価格の3本立てとなった。この三重米価制のもとで政府買入価格(地主価格)は低く抑えられる一方、生産農民には生産奨励金をつけて生産意欲を刺激するという方策がとられることとなった。一方における地主の小作料収奪に対する規制、他方における食糧増産政策の強化が、同法の意図するところであったことはいうまでもない。

* 常会とは、昭和15年に行政の末端機構として全国の市町村においてあらたに組織された部落会・町内会・隣組などの隣保組織(香川県:昭和15年11月「市町村常会・

部落会・町内会等整備要領」制定)が開催する定例会のことで、隣保組織が実行すべきさまざまな業務は常会場で伝達され、日常の連絡は隣組の回覧板を通じておこなわれた。昭和15年10月7日開催の松尾村第1回常会では宮城彦拝、皇軍の武運長久祈願、勅語奉読などがおこなわれたのち、畜産品評会の開催、砂糖・手ぬぐいの配給、脱脂綿購入券の配付、神宮・御陵巡行会員募集、国民体力検査の実施などの周知事項が披露されている。

[臨時農地等管理令——農作物統制]

昭和16年2月「臨時農地等管理令」が公布され、農地転用や耕作放棄による農地の潰廃の防止とともに、「不用不急作物」の作付けが制限ないし禁止された。同年3月17日に県農林水産課の技師がラジオ放送を通じて、米麦は多収品種を栽培して「量より質へ」転換しなければならないが米糠などの有機質肥料も化学肥料も絶対的に不足しているので自給肥料の改善改良が目下の急務であり、戦時に不要不急の蔬菜・果樹・養蚕は減らしかわって代用食となるべき甘藷の増産が望まれると、県下の農民に対し増産を呼びかけたのも、右の臨時農地等管理令を踏まえたものであった。また昭和17年2月6日付けの松尾村農会の農事改良組合への作付統制にかかわる周知事項をみると、マクワウリが栽培禁止のほか、スイカ、甘蔗、除虫菊、ヘチマ、ミョウガなどの蔬菜などはいずれも作付け面積が制限されている。

[国民勤労報国協力令など——学徒の勤労働員]

軍と軍需工場によって農業労働力を大量に横奪され、農業用資材欠乏のもとで農業生産が衰退しつつあるこの深刻な事態に対処すべく、人海戦術による労働力補給——その補給源としてもっとも重視されたのが学徒労働力——が図られた。その法制度上の第一歩が昭和16年11月公布の「国民勤労報国協力令」で、これによって農繁期などの援農勤労奉仕が実施されることとなった。讃岐の農村でも、当時の香川日日新聞の記事「一千の農村女性が銃後の団結誓ふ——香川農学校に感激の集ひ——」(昭和17年4月11日)、「疲れも忘れて——麦秋の兵站部——勤労の尊さ語る女子青年たち」(昭和17年6月6日)、「傷痍軍人も増産報国に一役」(昭和17年6月14日)、「屋島球場、青年学徒の掘り返し作業で『甘藷畑』に早変わり」(昭和18年6月25日)、「学童を動員して各家庭か

ら「草木灰」を蒐集——高松市の農村部へ配布」(昭和19年7月4日)などにみられるような、さまざまな形での勤労奉仕が繰り広げられていった。さらに昭和19年8月には「学徒勤労令」が公布されて「学徒の徹底動員」が図られた。国民学校4年以上の学徒は強制的に根こそぎ、かつ農繁期のみならず通年にわたって農作業にあたることになったのである。同令にもとづき制定された香川県の「食糧増産学徒通年動員要綱」(昭和20年5月)によると、動員の対象は県下の男女中等学校の生徒および国民学校高等科の児童たちで、各学校ごとに出動区域をさだめ、「応召農家ノ援農、一般労力不足農家ノ援農、不耕作地委任経営、開墾、甘藷開畑、土地改良、自給肥料ノ増産、松根油増産、農事電化、農繁期援農」などの作業にたずさわるものとされた。5月1日から開始の動員であったが、終戦はそのわずか3カ月半後のことであった。

〔農業生産統制令——戦時農業生産計画の策定〕

昭和16年12月に制定された農業生産統制令は農業統制機関の末端である市町村農会に対し、各種農産物の種類・数量・作付け面積、農機具・役畜の所要量と利用方法、農業労働力の所要量などを内容とする「農業生産計画」を樹立させる一方、その実施にあたって計画達成に必要な労力調整ならびに農機具・役畜に対する統制の権限をあたえたものであった。昭和17年以降、讃岐の各地の農村で農業共同作業が実施されるようになったのは、農業共同作業を労力調整の中軸にすえた同令によるもので、共同作業の実行組織は農事改良組合であった。県農会作成の「農業労力調整と共同作業指針」に掲載の「昭和17年度共同作業成績」によると、たとえば193の農事改良組合が存在する大川郡の場合、夏作業の田植えには488の組合、秋作業の籾摺には287の組合がそれぞれ共同作業を実施した。ただ、法律ができたからといって家族経営になれしたんできた農家にただちに共同作業を強制することにはかなり無理があったようで、この点、昭和17年12月の香川県会における「本年ノ秋行ハレマシタ農村ノ共同作業ハ、共同作業トイフ主旨ニハ不肖私モ共鳴イタスモノデアリマス、最モ良イコトデアリマスルガ、実施サレタ後ヲ見ル時ニ、至ル所共同作業ノ不平不満ヲ聞クノデアリマス」、「……兎ニ角現在ノ共同作業ニオイテハ非常ニ能率が

割合ニ上ガラナイノデアリマス」などの発言からその一端がうかがわれよう。

〔皇国農村確立促進運動〕

兵力と食糧供給の1大源泉である日本農村，その農村が太平洋戦争下でだいに顕著となる耕地潰廃，基幹的労働者の農外流出，さらには專業農家の急減の波にあらわれて「自己崩壊」の危機に瀕しつつあった。昭和17年11月以降展開した皇国農村確立促進政策は，そうした自己崩壊の危機に直面した農村をたてなおそうとする「村おこし」とでもいうべき運動であった。

皇国農村確立促進政策のめざしたところは，昭和18年の香川県議会における「自作農ノ創設モ積極的ニヤロウ，農地ノ交換分合モヤロウ，共同施設モ整備シヨウ，分村計画モヤッテイコウ，又農民ガ所謂農業ニ従事スルコトヲ誇リトシテ専心オ国ノ為ニ食糧増産ニ尽クソウトイウトコロノ模範農村ヲ建設シヨウト言ウノガ，皇国農村確立運動ノ眼目デアリマス」云々との某県議の発言にもあるように，「模範農村」の確立であった。そして模範農村建設のための中軸となるべき「適正経営農家」の創設が提唱されたのであるが，そのために自創事業の強化がうたわれたのであった。

ところで，いくら経営規模をもつ農家を適正農家というのか。おなじく昭和18年県議会の議事録によると，県当局はその規模を「一町或は一町二反」と答弁している。とすれば讃岐農家の平均経営規模は6反そこそこであるから，自創事業にのらない貧農下層は模範農村にとって余分の存在ということになり，したがって当然，これら「低位農家」の処置が問題となるが，政府が提案したその解決策がこれまで経済更生運動の一環として実施されてきた満州移民であった。香川県当局も当時の一大国策であった「日満一体」という発想にたちつつ満州移民を積極的に推進する立場にあったことは，おなじく昭和18年県議会における「満州開拓民ハ日満ヲ通ジテ食糧増産或ハ日満一体ト言ウ関係カラ大ナル処ノ国策ノ一ツデアリマシテ，開拓民ヲ送ルト言フコトハ国ト致シテモ非常ニカラ入レテオリ，又県ト致シマシテモ国ノ政策ニ即応シテ今努力致シテ居ルノデアリマス」，「日満ヲ一体トスル物動計画ハ，我が国ノ国策デアリマス。……最近適正規模農家ノ設置ヲ急イデ居ルヨウデアリマスガ，ドウ考へ

マシテモ私ハコノ三大宝庫ト言ワレル満州ノ分村計画ヲ樹テル必要ガアルト思ヒマス……」などの発言からはっきりとうかがうことができよう。

皇国農村確立運動実施初年度の昭和18年度、模範農村に指定された村は全国で303村、香川県では綾歌郡の栗熊村、三豊郡の比地大村と一ノ谷村、香川郡の川岡村と浅野村、木田郡の川添村の、以上6ヵ村であった。適正経営農家の創設が全国規模でも香川県でもついに挫折に終わったことは、格段に強められた零細経営農民の膨大な堆積が戦時体制下の遺産として戦後の日本にひきつがれたことからでもあきらかであろう。

[農業団体法——農業会の設立]

農村における供出農産物の集出荷や増産計画などの生産統制ならびに農業用資材の配給などの流通統制はこれまで、前者が農会、後者が産業組合とそれぞれ別々におこなわれてきたが、戦争の進展につれて統制をいっそう強める必要にせまられた政府は昭和18年3月、「農業団体法」を制定して農業団体の一元化をはかった。農業会という名称の全国的組織がそれで、中央農業会の設立は同年9月、香川県農業会の設立は翌昭和19年2月のことであった。香川県農業会の構成メンバーは時を同じく県下166の市町村に設立された市町村農業会であり、農家はすべて在住の市町村農業会に強制加入するものとされた。なお会長には知事が、副会長には農業会設立にあわせて解散した県農会と県産業組合連合会のかつての会長たちがそれぞれ就任した。

農業統制機関として機構的に全县を網羅したこのような農業会組織に対し、昭和19年4月25日の香川日日新聞も「決戦非常時下に敢えて農業団体を統合し、新農業会が発足した所以のものは、農村及農家の戦時動員体制を盛りあげて、これが系統組織の総力を結集し食糧決戦に備へるとともに皇国農村の確立を図り戦時要員の充実を期しかつ大和民族永遠の発展に備えて民族力増強の基地たらしめるべく強力にして簡素なる農村及農家指導責任団体として誕生したもの」とその設立の意義を高く評価したが、しかし統制機関として出発した昭和19年以降は戦況はすでに破局的段階を迎えて香川の農村も混乱状況におちいり、また統制すべき農業用資材も底をついて統制の実をあげるにもあげら

れないという実情であった。

香川の農業生産—その生産力崩壊の過程 これまでの叙述のなかで農業労働者の著減と肥料の絶対的不足をしばしば指摘したが、それは当然、農業生産の衰退をまねかずにはいない。これまでの叙述を総括する意味で、以下、香川県におけるその推移のありさまを確認しておこう。

まず農業労働者の著減は、経営の粗放化をへてやがて耕作の放棄となり、結果として耕地を減らすことになった。昭和12年時点と比較した昭和20年時点の田畑の耕地面積の変化は表9のとおりである。明治の末この方、膨大な過剰人

表9 戦時期香川の耕地面積（昭和12：昭和20）

	昭和12	昭和20
田	39,390(100)	37,272(94.6)
畑	12,280(100)	11,458(93.3)
計	51,670(100)	48,730(94.2)

資料：『都道府県 農業基礎統計』
(加用信文監修, 昭和58)

口の累積と極端な零細経営のもとで総耕地面積5万町歩以上の水準を維持しつづけてきた香川県農業は、ついに戦前最後の年に至ってその水準を割ったのである。全国を概観すれば、耕作放棄のほかに軍需工場や住宅の敷地、飛行場・運動場への転換などの原因が加わって総耕地面積減少のテンポはさらに早く、上と同じ期間に総耕地面積610万町歩のうち40～50万町歩が減少したといわれている。

次に香川の農業生産はどうであったか。まず、桑や果樹などを犠牲にしつつ讃岐の農民たちが全力をあげてその増産につとめた米は、表10のように推移した。昭和17年は幸いに天候にめぐまれて豊作となったが、昭和19、20年は大減収となった。作付面積も減っているがとくに注目すべきは反収の動きで、昭和20年時点の米の生産力は昭和12年時点のそれに比して半減した。米以外の農作物については、昭和12年の時点で栽培面積が100町歩以上あった農作物についてその栽培面積と収穫量を昭和20年時点でのそれらと比較した表11を

表10 米生産の推移 (昭和12~20)

	作付面積	収穫量	反 収
	(町)	(石)	(石)
昭和12	37,776	831,588	2.2
13	37,837	960,581	2.5
14	36,452	497,613	1.4
15	37,612	896,416	2.4
16	37,592	822,129	2.2
17	37,226	927,120	2.5
18	36,991	803,465	2.2
19	32,603	553,090	1.7
20	35,004	385,274	1.1

資料：『都道府県 農業基礎統計』（加用信文監修，昭和58）
注）昭和14年の大減収は，この年の大干ばつによる。

みると，米につぐ重要作物の麦も麦以外の大方の作物も栽培面積・収穫量とともに減らし，栽培面積が増えた作物も収穫量は減っている。栽培面積・収穫量とも増えたのは，唯一，いも類だけであった。温暖な讃岐地方に栽培の適した甘藷は，県当局の食糧増産運動の主要作物としてとりあげられたのであった。

香川県における農業生産の推移のありさまと同様に，日本の農業生産も昭和15年以降とりわけ昭和18年以降加速的に崩落の過程をたどっていき，ついに終戦の昭和20年に至って餓死者の大量発生が懸念される「食糧危機」が顕在化するるのである。

戦時下の香川県における農業生産の推移とともに地主制の動向にも言及すべきであるが，残念ながらそれはあきらかでない。ただ自小作別農家数の推移を示した表12によれば農家構成に変化はほとんどなく，そのかぎりでは香川の地主制は戦時中とくに大きな変化はなかったともいえよう。だが戦時期の地主制に関してはたんに小作農家の増減といったようなことが重要なだけでなく，重要なのは，戦争完遂という至上命令のまえに寄生的な地主階級が存在が大きな障害となったまさにこの戦時期に，中間搾取としての高額小作料の収取を抑制して生産農民の立場を保護し，あるいはその生産意欲を直接刺激するような戦時農業政策が展開された結果，日本地主制がその実質を失っていったと

表11 米以外の農作物（昭和12：昭和20）

		作付面積（町）	収穫量（石・貫）
小 麦	昭和12	20,855	404,356（石）
	昭和20	12,906	216,318
裸 麦	昭和12	19,130	402,508（石）
	昭和20	21,204	420,183
き び	昭和12	205	2,127（石）
	昭和20	268	855
そ ば	昭和12	234	2,397（石）
	昭和20	145	708
甘 藷	昭和12	2,628	6,677,775（貫）
	昭和20	3,850	7,553,273
馬 鈴 薯	昭和12	411	1,089,337（貫）
	昭和20	708	1,522,950
大 豆	昭和12	914	11,653（石）
	昭和20	911	5,429
そらまめ	昭和12	1,600	23,157（石）
	昭和20	708	9,328
大 根	昭和12	1,115	6,129,606（貫）
	昭和20	881	3,916,260
な す	昭和12	223	1,026,184（貫）
	昭和20	318	1,025,716
きゅうり	昭和12	126	482,074（貫）
	昭和20	190	379,600
さといも	昭和12	623	2,477,268（貫）
	昭和20	529	1,174,618
あずき	昭和12	178	1,537（石）
	昭和20	172	563

資料：『都道府県 農業基礎統計』（加用信文監修，昭和58）

表 12 自小作別農家数の推移 (昭和 12~19)

	自作	自小作	小作	総農家数
昭和12	15,686 (18.1)	38,046 (43.9)	33,034 (38.1)	86,784 (100.0)
13	15,003 (17.6)	37,843 (44.4)	32,379 (38.0)	85,225 (100.0)
14	15,210 (17.9)	38,188 (44.8)	31,776 (37.3)	85,174 (100.0)
15	15,094 (17.8)	38,420 (45.3)	31,278 (36.9)	84,792 (100.0)
16	15,095 (18.5)	35,452 (43.4)	31,141 (38.1)	81,688 (100.0)
17	14,952 (18.3)	35,606 (43.7)	30,994 (38.0)	81,552 (100.0)
18	15,237 (18.5)	35,455 (43.1)	31,539 (38.4)	82,231 (100.0)
19	15,787 (19.1)	35,872 (43.5)	30,825 (37.4)	82,484 (100.0)

資料：『都道府県 農業基礎統計』(加用信文監修, 昭和 58)

いうことである。これにかかわる一連の戦時農業政策とは、土地所有者に対する小作人の賃借権を強化した昭和 13 年農地調整法、高額現物小作料の額を規制した昭和 14 年小作料統制令、先述のとおり「三重米価制」のもとで地主の取分を抑制した昭和 17 年食糧管理法などであった。こうした政策展開のもとで香川の地主制も衰退の過程をたどっていったことはまちがいない。しかし地主制そのものの終局的解体は戦後の農地改革までまたなければならなかったことは、周知のところである。

II 戦時経済下の香川の漁村と漁業

日中戦争開始当時の香川の漁村 日中戦争開始当時、香川の漁村はどのような状況であったか。まず第一に漁業労働力の動向であるが、農林省経済更生部が昭和 14 年 3 月に編纂した「銃後農山漁村事情視察報告記」によると、香川県で当時、エビ打瀬網漁船 136 隻が掃海用あるいは物資運搬用船舶として政府に買い上げられたとき、漁夫も 2,400 人ばかりが軍属として海軍に雇い入れられた。漁夫 2,400 人といえ、当時の香川県漁業労働者総数約 2 万人の 12% に該当し、このうえに出征軍人を加えるとかなりの数の漁民が香川の漁村

から姿を消したことになる。しかし「報告記」も「従業漁船が減っても一隻当りの漁獲が増加して総額にはあまり多くの影響を与えないのではないか」と記しているように、もともと漁夫・漁船過剰ゆえの乱獲と漁獲減少に悩まされていた香川の内海漁業にとって漁夫・漁船が減ったからといってそのために漁獲量が減ったわけではなく、したがって漁業労働力の減少という事態は日中戦争期にはまだそれほど深刻な問題とはなっていなかったようである。ただ、大量の熟練漁夫を必要とする縛網や揚繰網などの大規模漁業にとっては事態は深刻で、熟練漁夫の不足を「老幼婦女子」で補ってやっと操業可能というありさまであった。

次に戦時経済の影響はどうであったか。この点は漁業労働力の減少という事態よりもっと深刻で、右の「報告記」も、漁業用資材不足と価格高騰に悩む香川県三豊郡観音寺町の漁村部落の状況を次のように記している。

漁業用物資の規制につきましては、あまり多くの困難を感じていない様であります。観音寺町に於ける魚価は1ヶ年以前に比し約二割見当の騰貴を見ているのでありますが、漁業用物資は其騰貴率は到底こんな率ではなく軽油は事変前の一八ガロン入一缶一円二十銭のものが最近は二円三十銭即ち二倍に近く、漁網は細物は大体変化がないのでありますが太物は約二割から三割見当騰貴し、染料は七割位の騰貴を見、造船は二倍に騰貴しているのであります。従って漁業経営は愈困難を極め大多数の漁業者は漁網や「ロープ」類、その他の船具類の新規仕込みを中止している様であります。

ところで右の引用文の冒頭に「漁業用資材の規制」とあるが、これは昭和13年3月に「揮発油及重油販売取締規則」が公布されて漁船燃料のガソリンと重油の切符販売が同年5月から実施されたことを指している。統制の網が軽油にもおよぶようになったのは「石油配給統制規則」(昭和14年9月23日公布)からのことである。なおこの当時、石油の大半はアメリカから輸入されていたが、つぎつぎと中国侵略を拡大していく日本に対し対日姿勢を硬化させたアメリカがその制裁措置として太平洋戦争直前の昭和16年9月に石油禁輸を断行して

以降、日本が必要とする石油は開戦後間なく日本軍が進出・占領した南方の油田地帯だけがたよりとなった。

太平洋戦争期の香川の漁村——窮迫する漁村—— 太平洋戦争がはじまって以降、漁村の労働力不足はしだいに深刻化し、昭和14年段階でほぼ2万人を数えた香川県の漁業従事者は終戦の年の昭和20年には半減したといわれている。そして漁村から奪われた労働力の大半は屈強な青壮年の漁夫たちであった。当時の香川新報をみると、罾網・巾着網の網元たちが資材・労力を持ち寄って大網組を設立し共同経営に乗り出したこと（昭和17年12月29日）、イワシの盛漁期に水産学校の生徒を動員して勤労奉仕させたこと（昭和18年9月1日）、女子の漁労機関士養成をはじめたこと（昭和19年2月27日）、300名の女子隊員、60名の学徒がサワラ・サバ漁に参加したこと（昭和19年5月24日）等々の記事がみあたるが、しかしこの程度の処置では農業以上に長い経験と勤が必要な漁民を大量に失った痛手はとうてい覆いがたく、漁業生産は決定的な打撃をうけて漁獲量を大幅に減らしていったことは図8にみるとおりである。

漁獲量の減少に拍車をかけたのは漁船用燃料の石油不足である。太平洋戦争

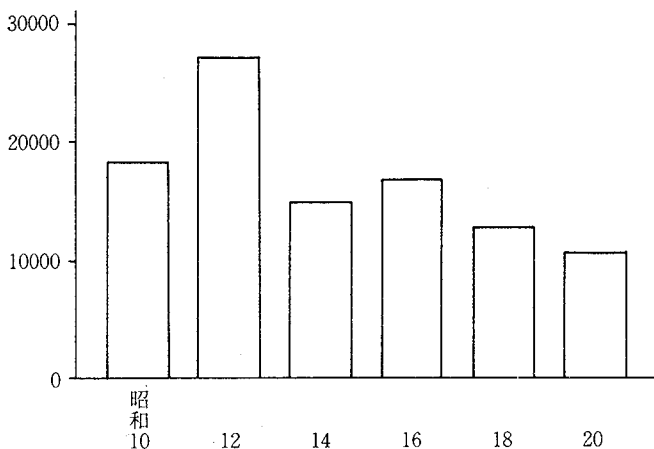


図8 昭和10年代漁獲量の推移

資料：『水産業累年統計』

がはじまって間なく路上に木炭や薪を焚いて走る代用燃料車が登場したように、海上には木炭ガス発生装置を装備した漁船が登場した。昭和17年1月15日の香川新報も、農林省の半額補助を得て県内の200隻の漁船に木炭ガス発生装置をとりつけたと報じている。当時の深刻な石油不足を物語るひとつのエピソードといえよう。昭和18年になると、日本は南方石油輸送の海上ルートの制海権を失い、南方油田から石油を還送する道は途絶した。以後、軍需用を割いて漁船用にまわせる石油はほとんどなくなる。そしてまた、石油以外の漁業用資材の需給もしだいに逼迫し、戦争末期になるとほとんど入手できなくなった。昭和19年2月の香川新報によると、この年のタイ網は讃岐の農家からワラ縄の援助をうけてその不足をおぎなったという。

人手がなくなり燃料の石油や漁業用資材がなくなれば、当然、出漁はできなくなる。昭和19年の12月に小豆島の土庄を視察したときの県当局の報告によれば、1ヵ月のうち10日以上出漁する漁民の数は全体の3分の1にすぎなかった。こうして沿岸の漁業はかろうじて浅海の魚介類を採集する程度の低い状況におちいったのである。

戦争の進展とともに悪化する漁業生産に対し、当局の指導のもとにさまざまな増産事業が試みられた。香川新報が報じるところの、県水産試験場の指導のもとに茨城県の霞ヶ浦のワカサギを龍川村の前池など県下5つのため池に放流したこと（昭和17年2月22日）、三豊郡の花稻海岸において花稻漁協および柞田漁協が共同でハマグリを報国養殖場をつくったこと（昭和17年5月13日）、県の増産対策として県下12ヵ所の海底に築磯がきずかれたこと（昭和17年2月25日）等々は、戦時下香川の漁村で実施された食糧増産事業のひとつである。しかしこうした増産事業も低落する香川の漁業をおしとどめるにはほど遠く、所詮、焼石に水程度のものでしかなかった。

戦時統制団体—漁業会の設立 しだいに乏しくなる資材・漁船・労働力をもって漁業生産を効率化するためには、それにふさわしい戦時協力体制をつくりあげなければならない。遠洋漁業については国家総動員法にもとづく「水産統制令」（昭和17年5月公布）によって漁業統制会社が設立されたのに対して、沿

岸漁業では「水産団体法」が昭和18年3月に公布され、これにもとづいて国・県・漁村を一元的に統括する水産団体の統合がおこなわれた。

香川県の場合、県レベルでは、香川県漁業組合連合会、香川県水産会、それに東讃、西讃、小豆島の各水産会を統合して香川県水産業会が設立された。その会長に就任した木村皓一が昭和18年11月18日付けの香川新報の紙上において「……従来の県漁連或は水産会は単に漁業者の利益を擁護してその発展を企図するのがその目的でありましたが、この水産業会はその性格を異にし国家の意図にしたがって水産業界を発展せしめるといふ使命をもっております」と述べているとおり、県水産業会はまさに時局の要請にしたがってあらたに組織された国策遂行のための水産団体であった。そしてその傘下にあるのが各地区の漁業会である。なお漁業会は地区を単位に漁協を改組して設立されたから、漁協が複数存在している地区の場合は、小さな漁協は大きな漁協に——たとえば綾歌郡の江尻、林田の両漁協は坂出漁協に——吸収されての改組であった。

こうした強引な統合によって水産統制団体ができあがったが、しかしできあがった昭和19年当時といえばすでに統制すべき資材そのものが底をつき、団体の存在それ自体が無意味なものに化しつつあった。

強まる魚介類の統制 魚介類が国民の食生活において重要な蛋白供給源の地位を占めることはいうまでもない。戦時下の国民生活が逼迫してくるにつれて、魚介類もしだいにきびしい統制の網のなかに組み込まれていった。

公定価格の設定という形ではじまった魚介類に対する統制が出荷配給に対する直接的統制へと発展したのは、「鮮魚介配給統制規則」（昭和16年4月公布）によってである。漁港から消費都市にいたる出荷配給経路の、その入口と出口——入口とは魚介類の陸揚地の集荷場、出口とは消費地の魚市場——のところで直接に統制しようというのがこの法律の意図するところであった。この法律が施行されて以降、農林大臣が指定する陸揚地以外には水揚げできず、指定された消費地以外へは出荷できなくなった。

農林大臣が指定する主要陸揚地および主要消費地域に対して、地方における陸揚地および消費地域は知事が指定する。香川県の場合、「香川県鮮魚介配給

統制規則」(昭和16年11月29日制定)にしたがい陸揚地の集荷場として、東は大川郡の引田町から西は三豊郡の和田村にいたる漁協経営の漁獲物共同販売所や魚市場など15ヵ所と漁港14ヵ所が指定された。なお出荷を計画的におこなうため、それぞれの陸揚地では関係者でもって鮮魚介出荷統制組合があらたに組織されている。他方、消費地の方は、高松市の香川県漁業組合連合会高松漁獲物共同販売所と伊勢島魚市場など11ヵ所の魚市場が指定された。そして陸揚地の鮮魚介出荷統制組合に対応して、一元的荷受けと計画的配給のための統制販売組織がそれぞれの消費地で設立された。

ところで、香川の漁船が獲る魚はすべてが地元で消費されるわけではない。高級魚を中心に水揚げの相当量が活魚として京阪神地方に出荷されていた。鮮魚介配給統制規則によると、このような県外出荷も統制の対象となって計画的な出荷が実施されることとなった。これにあたるのが運搬船統制組合である。昭和18年4月1日の香川新報は、県鮮魚運搬船統制組合総会が運搬船の燃料である石油不足対策としてこれまで活魚で京阪神に輸送していたのを鮮魚にあらためる一方、県下を5つの地区にわかつて合同運搬することを申し合わせと、報じた。ちなみに、この時点で県鮮魚運搬船統制組合が統括する運搬漁船の数は190隻であった。

鮮魚介配給統制規則ではじまった魚介類に対する直接統制はこののち、さらに強化され、またその範囲が拡大されていった。しかし出荷配給の統制機構が整備強化されても、統制の対象である漁獲物そのものが激減したのではその機能を発揮しようがない。漁獲高が激減する昭和19年以降、漁港をもつ地方都市でも消費都市でも、そういう空洞的状况が出現していたのである。

配給の実施とヤミ取引の横行 高松市の旧市内を対象に家庭用魚類の配給が実施されたのは、昭和18年5月1日のことであった。どのように配給するかといえば、配給所として希望する鮮魚の小売商もしくは行商に対して各所帯が世帯員などを登録しておき、その登録にしたがってその日1日の配給をうけるという仕組みであった。ちなみに配給の初日、配給となったのはサンマとイカナゴであった。

この登録配給のもとでは、しかし、どの小売商を希望するかを選択が各家庭にゆだねられていたため登録が優秀店舗に集中し、応召遺家族などが経営する店舗が経営困難におちいるという弊害がでてきた。そこで、この自由登録制にかわっておこなわれたのが、地区単位での隣組配給であった。隣組とは国民精神総動員運動の過程でその実践網とし起用されたあの隣保組織のことである。香川県では高松市の旧市街区域において8万2,000世帯を対象に昭和19年12月から隣保配給が実施された。そのさい、市内に54の配給所を設け、校区が配給の地区単位とされた。配給統制が強まるなか、「取締り強化、不正生魚販売に高松署の眼光る」と題した昭和17年2月22日の記事にもみるように抱合販売や量目不足販売、さらには横流し・情実販売・物交換・粗悪品販売などの不正行為が日常化し、ヤミからヤミへ流れる魚介類はその割合を高めつていった。まさしく配給統制につきものはヤミ取引であった。

だが昭和20年になると、日本の都市の多くは空襲で被災して都市機能が麻痺し配給どころではなくなった。高松の市街地が空襲で灰燼に帰したのは昭和20年7月4日未明のことである。

参 考 文 献

第1節 昭和恐慌期の香川の農村と漁村

(1) 『香川新報』に掲載の次の記事。

1. 「蚕糸工場の閉鎖続出——東讃三工場の閉鎖続出」(昭和7年3月17日)
2. 「窮乏農村の実相(一)・(二)・(三)」(昭和7年7月20・21・22日)
3. 「温かい飯が食える——県下の欠食児童一千七百名に及ぶ」(昭和7年9月10日)
4. 「香川県の小作争議は全然経済上の争い」(昭和7年11月8日)
5. 「漁村不況の対策懇談会——11日議事堂で」(昭和7年7月12日)
6. 「県下漁村を蝕む負債四十万二千元」(昭和7年3月17日)
7. 「匡救土木の暗礁——町村道に絡まる部落免場の争図」(昭和7年10月2日)
8. 「本県下の更生委員会規程決定」(昭和7年10月9日)
9. 「此処にも暴露された匡救道路のゴタゴタ——決議に加はった村議までが反村長派の烽火を炬く」(昭和7年10月19日)

(2) 『讃岐農村経済の解剖』(木村皓一著、四国教育図書株式会社、昭和8年)

(3) 「農地—農地調整 自昭和二年至十一年」(香川県所蔵)

- (4) 「自作農創設維持事業成績」(香川県, 昭和11年)
- (5) 「第三十九回・昭和二年香川県通常県会議事速記録」(香川県所蔵)
- (6) 「昭和七年九月・香川県臨時県会議事速記録」(香川県所蔵)
- (7) 『農山漁村経済更生資料集成II』(柏書房, 昭和60年)
- (8) 「経済更生指定町村 経済更生計画の概要」(香川県, 昭和9年)
- (9) 「経済更生施設概要」(香川県, 昭和10年)
- (10) 「負債整理組合現況」(香川県, 昭和14年)
- (11) 「香川県産業組合・農業倉庫俯瞰」(産業組合中央会香川県支会, 昭和6年)
- (12) 「香川県産業組合状況」(香川県, 昭和11年)
- (13) 「農事改良組合の概況」(香川県, 昭和12年)
- (14) 「川島町経済更生計画」(経済更生資料第四輯 昭和9年3月, 大川町役場所蔵)
- (15) 香川県商工水産課乾明太郎「香川県下の漁村更生について」(『大日本産会報』第658号, 昭和11年1月)

第2節 戦時下の香川の農村と漁村

- (1) 「農業報国連盟要綱」(農業報国連盟香川県支部, 昭和13年), 香川大学所蔵
- (2) 「物価高の農山漁村に及ぼす影響」(中央農林金庫, 昭和12年), 香川大学蔵
- (3) 「昭和14年香川県臨時県会議事速記録」, 香川県所蔵
- (4) 「香川県米穀増産計画」, 宮田家所蔵
- (5) 『農業共同作業の話』(『戦時農業政策資料集 第2集 第3巻』(柏書房, 昭和64年)
- (6) 「戦時重要農林水産物増産表彰」(農業報国連盟, 昭和16年)(『戦時農業政策資料集 第2集 第3巻』(柏書房, 昭和64年))
- (7) 「戦後農山漁村事情視察報告記」(農林省経済更生部, 昭和14年)(『戦時農業政策資料集 第1集 第1巻』(柏書房, 昭和63年))
- (8) 「農業労力調整と共同作業指針」(香川県農会, 昭和18年) 香川県農業試験場所蔵
- (9) 「標準農村の建設」(農林省経済更生部, 昭和14年)(『戦時農業政策資料集 第1集 第1巻』(柏書房, 昭和63年))
- (10) 「昭和17年香川県通常県会議事速記録」, 香川県所蔵
- (11) 「昭和18年香川県通常県会議事速記録」, 香川県所蔵
- (12) 「食糧増産学徒通年動員要綱」(昭和20年5月), 大川町所蔵
- (13) 『香川新報』(昭和16年2月11日以降『香川日日新聞』)に掲載の次の記事。
 1. 「県農業会愈よ生る」(昭和19年2月28日)
 2. 「町村農業会—指導方針を確立」(昭和19年4月25日)
 3. 「不漁異変解消へ——再起する漁船二百隻——木炭ガス発生装置首尾上々」(昭和17年1月5日)
 4. 「取締り強化——不正生魚販売に高松署の眼光る」(昭和17年2月22日)
 5. 「活魚を廃して鮮魚の合同運送へ——県運搬船統制組合が申合」(昭和18年4月1日)

6. 「県水産業会発足へ——けふ愈よ設立總會」(昭和18年11月13日)
 7. 「抱き合わせ取引をするな——鮮魚介業界指導者に警告」(昭和18年12月28日)
 8. 「海の増産へ農家の援兵」(昭和19年2月6日)
 9. 「魚類の横流し完封——県令鮮魚介配給統制規則公布」(昭和19年5月11日)
 10. 「高松の生鮮——愈よ十二月一日から実施」(昭和19年11月25日)
- (14) 昭和18年度指定全国標準農村3百3箇村一覽(『戦時農業政策資料集 第1集 第1巻』(柏書房, 昭和63年))
- (15) 『香川県漁業史 通史編』(香川県漁業史編さん協議会, 平成6年)
- (16) 『讃岐中戸の漁業』(丸亀漁業協同組合, 昭和54年)